

フランス第二帝政期の帝室図書館と
帝国文書館に関する委員会議事録（下）

Commission de la Bibliothèque Impériale et des
Archives de l'Empire Procès-Verbaux des Séances
Volume III

翻訳 吉川 也志保

Texte traduit par Yashiho KIKKAWA

フランス第二帝政期の帝室図書館と
帝国文書館に関する委員会議事録（下）

翻訳 吉川 也志保

Commission de la Bibliothèque Impériale
et des Archives de l' Empire
Procès-Verbaux des Séances
Volume III

Texte traduit par Yashiho KIKKAWA

目次

Table des matières

帝室図書館および帝国文書館に関する委員会議事録（1861-1862）	5
補記	43
参考文献	52
訳者あとがき	56

帝室図書館および帝国文書館に関する委員会議事録（1861-1862）

[フォリオ 1 枚目表]

第 1 回会議

去る 4 月 22 日の国務省令により設置された本委員会は、本日、1861 年 5 月 1 日午後 1 時に本委員会議長の宮内大臣ヴァイヤン元帥閣下の執務室にて招集された。

出席者：ヴァイヤン元帥、ド・パリュエ大臣、ド・ソルシ、アメデ・ティエリ、ナポレオン・ド・シャンパニイ伯爵¹、ラトゥール・デュ・ムーラン、プラティニエ、タランディエ、ド・ギレルミ男爵、ラヴェッソン各氏、ダル書記

アンピ氏は元帥閣下に体調不良のため会議に出席することができないという遺憾の念を伝えた。議長は開会を宣言し、委員会制定の省令を読み上げた。

[フォリオ 1 枚目裏]

省令

皇帝の名において

国務大臣

第 1 条

宮内大臣ヴァイヤン元帥閣下を議長として、以下の課題に関する委員を結成する。

- ① 称号証書および家系収集室（Cabinet des Titres et Généalogies 以下、称号系譜室と記す）に保管されているシャルト²とディプロム³（Charte et Diplôme）を帝国文書館に移管するか否かの審議
- ② 帝国文書館に保管されている書写資料・図書・記録資料（manuscripts, livres et documents）を帝室図書館に移管することに関する検討

第 2 条

委員会は以下の者によって構成される。

議長：宮内大臣ヴァイヤン元帥閣下

- ・ ド・パリュエ大臣 國務院副議長
- ・ アメデ・ティエリ 上院議員
- ・ ド・ソルシ 上院議員

¹ 皇帝ナポレオン 1 世と皇妃マリー・ルイーゼが名付け親。

² 中世の証書、特許状のこと。長じて、古文書全般を指す用語になった。

³ 国王の発する王令や皇帝の発する勅令

- ・ ラトゥール・デュ・ムーラン 下院議員
- ・ ナポレオン・ド・シャンパニイ伯爵 下院議員
- ・ ブラティニエ 国務院参議官
- ・ タランディエ 破棄院裁判官
- ・ ド・ギレルミ男爵 会計検査院主任検査官
- ・ アンピ 図書館総監
- ・ ド・ロンペリエ ルーヴル美術館学芸員
- ・ ラヴェッソン 学士院会員
- ・ ダル 国務省事務長、書記

[フォリオ 2 枚目表]

第 3 条

この省令は、総務局に納められ、然るべき部署に通達する。

1861 年 4 月 22 日、ルーヴル宮にて。

署名：A・ヴァレフスキ⁴

これが原本に相違ないことを証明する：

国務院参議官、総書記官

署名：ウジェヌ・マルシャン

総書記官は発言を求められ、当局が収集した情報を委員会に伝え、委員会が帝室図書館と帝国文書館に赴いて、これらの施設の一方から他方へ移送する余裕のある書類や記録資料類を調査すべきことを結論とした。

この報告のあと、幾多の一般的な見解が相次いで開陳された。

ド・ソルシ氏は 1858 年公教育大臣に宛てた報告書⁵に関して、委員会の注意を喚起した。その報告書とは帝室図書館の運営に導入する改変のための調査を課せられた委員会によるものだった。この委員会では、類似の収蔵物 (objets) を同じ保管場所 (dépôt) にまとめる方法を探った。ここには、造幣局で保管されるメダルを帝室図書館のメダル収集室へ移管する要望や、帝室図書館が所蔵する古い兵器を砲兵博物館へ移管する要望が含まれる。

[フォリオ 2 枚目裏]

⁴ アレクサンドル・ヴァレフスキ (Alexandre Walewski) ナポレオンとポーランド貴族ヴァレフスカ夫人との間の庶子。本報告書が作成された 1861 年にはフランス国務大臣であった。

⁵ *Rapport présenté à S. Exc. Le Ministre de l'Instruction Publique et des cultes*, par M. P. Mérimée, sénateur, au nom de la commission chargée d'examiner les modifications à introduire dans l'organisation de la Bibliothèque Impériale. Paris, Imprimerie Impériale, 1858, p. 3

«Tout en se prononçant pour le maintien du cabinet des médailles dans l'ensemble de la Bibliothèque impériale, la commission a remarqué qu'il avait indûment reçu un certain nombre de bronzes et de marbres antiques ou même d'objets de pure curiosité, armes, échantillons d'histoire naturelle, est. Qui doivent évidemment trouver leur place véritable dans une autre collection. »

タランディエ氏は、この1858年の委員会⁶において特にシャルトや系譜室に関する問題は個別に討議されたのかを質問した。

総書記官はこれら二つの同所出文書群 (fonds) に関わっている審議の議事録の抜粋をタランディエ氏に示した。

アメデ・ティエリ氏は、1858年の法令以降、当該の文書は公衆の利益になる記録資料であると考え、関係する家族は証書の正式な謄本を申請できるようになることが望ましい、と発言した。

タランディエ氏は、総書記官による提案を推し、委員会が帝室図書館の系譜室を訪問することを要求した。

ダル氏は、ル・フランスによる帝室図書館の歴史⁷と称号証書室に関する分析を読み上げた。

タランディエ氏は、公文書を統括する規則が、歴史研究には有害な遅滞を出納作業にもたらしていると考える。委員会は調査者 (travailleur)⁸の利益についてとりわけ心配するべきであろう、と発言した。

ブラティニエ氏 調査者の利益に関する件で前に発言した人の考えを共有しつつも、しかしながら、もし帝国文書館での出納が帝室図書館の出納と同じくらい容易でないならば、それは規則を調査し、有益と思われる変更を国務大臣に提案すべき問題であることを認めなければなりません。国務省に提示するために、実用性が認められるのであろう改変を審議すべきだという規則の問題です。多くの他の視点からも、この委員会に課せられた仕事は有益でしょう。[フォリオ3枚目表] 諸県の文書館は、1838年の法令⁹以降ずっと良く組織されてきてはいるが、所蔵する文書の分類に関しては不完全なところが見られます。我々に委ねられた調査は、県立文書館についても似たような仕事を考えるようにさせるでしょう。

⁶ la Commission chargée d'examiner les modifications à introduire dans l'organisation de la Bibliothèque Impériale

⁷ Le Prince, Nicolas Thomas, *Essai sur l'histoire de la Bibliothèque du roi*, Paris, 1782 (一橋大学社会科学古典資料センター所蔵)

⁸ travailleur は直訳すると「仕事をする者」となるが、フランスの図書館用語では、閲覧する者を指す。(吉川也志保「第4章 利用者の増加と資料保存対策 第1節 利用者の増加」『フランス国立図書館の形成』一橋大学, 2008年, 博士論文, pp. 82-87)

本稿では、文脈により、歴史研究を目的として公文書の閲覧を希望する者であることから、「調査者」とした。タランディエは本議事録で「職員」を指す場合は、les employés という語を用いた。

⁹ 10 mai 1838

ド・ソルシ氏は、主要部分が文書館にありながら、いくつかの巻は帝室図書館にある記録資料を何点か指摘した。とりわけ、古記録庫の幾つかの台帳がそれに該当し、伝シャトレ裁判所文書の1巻はマザラン図書館の所蔵であることも指摘した。

これらの考察の後、委員会は5月3日金曜日朝9時に、帝室図書館に赴いて、その内部、とりわけ帝国文書館への移管を提案しうる部分を視察することを決定した。

会議は4時をもって終了した。

第2回会議

1861年5月3日金曜日朝9時、宮内大臣ヴァイヤン元帥閣下を議長として、委員会の会員は、帝室図書館に参集した。

出席者：ド・パリュエ大臣、アメデ・ティエリ、ラトゥール・デュ・ムーラン、ナポレオン・ド・シャンパニイ伯爵、タランディエ、ド・ギレルミ男爵、ラヴェッソン各氏、委員会書記ダル

[フォリオ3枚目裏]

ソルシ大臣、ブラティニエ、ド・ロンペリエ各氏は、公職により会議に出席できず。アンピ氏は病気のため欠席した。

帝室図書館館長室にて集まり、委員会はタシュロ氏による予備説明を聞いた。

タシュロ氏は、帝室図書館司書（conservateur）と帝国文書館の官吏（fonctionnaire）が意見聴取のため、一人ずつ委員会に招聘されてしかるべきであると訴え、帝室図書館に関してはナタリス・ド・ヴァイ氏の名を挙げた。

委員会は、帝室図書館と帝国文書館という二つの機関の上長や主要な官吏に意見聴取するが、委員の増員は行わないことを決めた。

帝室図書館写本部司書ナタリス・ド・ヴァイ氏が発言した。議論になった計画が却下された後、ド・ヴァイ氏は、系譜室と同様にシャルトやディプロムをどこに入れるのかという問題について、1855年の文書館に関する法令¹⁰や帝国文書館の収蔵物における当初の編成とは相いれないと述べた。帝国文書館は、1789年以前の文書について古記録庫とセーヌ県の諸機関や市町村の文書を守るために設立された。ところが、我々帝室図書館のシャルトや系譜室は、帝国文書館のどこの同所出文書群（fonds）にも納まらず、1855年の法令により指示された事項にあてはめることはできないと述べた。

¹⁰ 1855年12月22日の法令 *Dépôt aux archives de l'Empire de tous les documents d'intérêt public*, Décret du 22 décembre 1855

ド・パリュール氏は、系譜室にはルイ 14 世により授与された貴族の称号証書が活用されないまましまわれており、1855 年の法令に述べられた公衆の利益になる記録資料にあてはまるような証書には相当しないかもしれないと示唆した。

[フォリオ 4 枚目表]

ヴァイアン元帥閣下 もし帝国文書館にある称号証書が原本でないなら、系譜室で保管される称号証書は帝国文書館に移されることが望ましい。

学芸員補ラカバヌ氏 系譜文書の保管には系譜室以上に保管に最適の場所があるとは思われませんでした。利用されないでいる記録資料は公的な文書館資料ではなく、家族文書でした。

アメデ・ティエリ氏 このような差異は認められませんでした。要するに、家族文書か、中央文書館が保管するような文書かということではないということです。そして、様々な動乱を経て、系譜室を構成する記録資料は国家の保有財産となりました。委員会により検討された主たる問題は、適用すべき最適な分類とは何かです。国家による所有の起源は、あまり重要ではありませんでした。

ド・ヴァイ氏 帝室図書館で保有されるシャルトやディプロムは文書館資料とみなされるかという質問には、肯定的に答えました。しかし、それらは帝国文書館に保管されていない古文書に属するものであると付け加えました。帝室図書館の資産とともに購入されたのです。公文書は、セーヌ県における様々な文書館の古記録庫にのみ保管されているではありませんでした。我々のシャルトやディプロムは、フランス国内の様々な地方から引き寄せられたものであり、外国の文書館のものまであります。文書館の規則に基づいた権限によると、例外は以下の二例のみです。例外的な経緯により、スービーズ館（帝国文書館の所在地）に移管されたモンベリアル公国の公文書とサヴィニ修道院の公文書でした。

[フォリオ 4 枚目裏]

ド・パリュール氏 あなた方のディプロムやシャルトは県立文書館か、あるいはフランス国内の地域的文書館に所属すべきでした。それらの特殊な公文書が返還されることはなく、全ての公文書の中心となる保管所はモンベリアル公国やサヴィニ修道院の公文書が本来帰属する場所ではないのでしょうか？

ド・ヴァイ氏の回答 もし帝室図書館が引き離されたシャルトを所蔵するなら、大量のシャルトとディプロムを所蔵コレクションに統合して、コレクションの体を成すようになるでしょう。

ド・ギレルミ氏 とりわけ古記録庫の記録帳のような帝国文書館に帰属する公文書を部分的に帝室図書館が所蔵していることには注目を集めるようにすべきでした。

タシュロ氏 帝国文書館にある同所出文書群の中で記録資料については、いかなる障害もありません。われわれは、これらの同所出文書群を補充して、完成させます。

タシュロ氏 帝室図書館の内部の規律と全ての出納を取り仕切る自由な精神に関する考慮について本委員会に判断を仰ぎます。この案件は特に本委員会にて調査すべきです。ここでは、全て調査者の利益によって組織されています。

タシュロ氏は付け加える。出納の簡便さは、しばしば貴重な寄贈の図書館にもたらされます。近年の貴族家系の子孫は、帝室図書館の写本部に付け加えさせることや、極めて自由な条件で我々が所蔵する他の全ての歴史文書と同様に納入させることを希望する旨¹¹を説明しながら、自身の家族の文書群を我々にゆだねようになります。

本委員会では、これら総合的考察の後に、帝室図書館の中でも特に写本の保管所〔フォリオ5枚目表〕と系譜室が設置されている部屋を中心に見学へ訪れた。タシュロ氏と写本部の学芸員らは彼らが要求した全ての情報を急いで提供した。

この調査は11時半まで続き、本委員会は次の金曜日には帝国文書館を訪れることを決定する。

第3回会議

5月6日午前9時、委員長である宮内大臣ヴァイヤン元帥閣下の下、委員会は帝国文書館にて招集された。

出席者：ド・パリュエ大臣、アメデ・ティエリ、ラトゥール・デュ・ムーラン、ナポレオン・ド・シャンパニイ伯爵、タランディエ、ド・ギレルミ男爵、ラヴェッソン各氏、ダル委員会書記

欠席者：ド・ソルシ大臣、ブラティニエ、ド・ロンペリエ各氏

帝国文書館長は、まず手書きの公文書から解釈しなければならないことについて正しく鑑定する必要性に関する考察を示し、帝室図書館と帝国文書館のそれぞれに史料を元来帰属する方へ移管するのが好都合であることを証明した。

帝国文書館長 図書館にあるシャルトやディプロムの文書群には、現在、中央保管所（Dépôt Central）に所蔵される公文書群に属しているとともに、中でもクリュニー修道院とサン＝ド

¹¹ 閲覧を自由にさせるという文意

ニ修道院の文書群が相当数含まれます。ある作家は文書館にあるクリュニー修道院文書群を閲覧しながら分類していたとき、これらが帝室図書館から切り離されたものだとは知らずに、このような過ちが起こりうるはずがないと思っており、不完全な作品を出版するに到りました。
[フォリオ 5 枚目裏]

帝国文書館は継続的に全ての県の文書館から系統的な目録を受け入れています。このような多岐にわたる所蔵資料 (dépôt) について我々は、より完成された情報をじきに得られるだろう。帝国文書館のような集中化は、提案された処置に役立つのです。

本委員会の前に、いわゆる（閲覧に供するための）公共の部屋とこちらで出納する閲覧者との組織について、おそらく批判がありました。今日、このサービスについて作られたより自由な規則ではなく、このような関係を維持することを望む文書館の古い伝統しか知らないのです。そして、調査者 (travailleur) の利益と私に課せられた秩序と秘密の厳守についての規則を両立させる方法を解き明かすことを模索しています。しかし、そのように努めているとはいえ、性質上、文書館の書類 (papier) は、帝室図書館 (B) の本のように閲覧することはできないものであり、調査者の要求というものは常に厳密さに欠けるものです。ある閲覧請求では「ルイ 15 世の愛妾達に関する記録資料を」、別の閲覧請求では「17 世紀の社会について」、といったように。このような文書は、こちらの文書群の至る所に散在しており、それらを探し出して集めるには、それなりの時間と研究が必要なのです。

しかし、付け加えさせていただくと、帝室図書館の系譜室に関する閲覧請求は家系に関する極めて厳密なもののみであり、調査者もまた、来館して記録資料を自ら探し、すみやかに受け取るような状況という印象を持っています。

本委員会は、なぜ帝国文書館は系譜室を必要としているのかと聞いているのだが、それには下記の事由が挙げられます。

とりわけ、調査の手段として、我々の保管資料の近くに置いておくのにふさわしいからです。とある家系の称号証書を探すのに、我々は系譜室の目録を持っておらず、十分な調査ができないのです。新興貴族を区別する資料やその他の興味深い情報を我々は系譜室に送ることにより、このような情報の証拠を我々は手元で探すことができます。[フォリオ 6 枚目表]

ド・パリュウ氏 シャルトとは何か。本物の証書 (acte) のことでしょうか。

ド・ラボルド氏 その通りです。しかし、シャルトの中にも私的なものも存在し、我々の所蔵資料の中でも相当の量が含まれます。

タランディエ氏 私的なシャルトはしばしば存在します。

ド・パリュウ氏 称号証書以外の、例えば大紋章のように様々な性質の情報も含む系譜室を

統合することで、帝国文書館の性格が変わってしまわないでしょうか。歴史学的好奇心の方面に入らないでしょうか。

ド・ラボルド氏は回答した。先述の主題は帝国文書館の文書群を形成する公益に直結します。大紋章については、家系の大紋章に関する6万点以上の資料を帝国文書館は所蔵しており、シャルトとディプロムに付属する印章（Seaux）の複製15,000点を含む印章学博物館¹²を形成しています。このような印章は本物の文書館資料の称号証明書ともいえるし、最も僅かな料金で、調査を希望する家族に押型を提供するようにしています。

タランディエ氏 帝室図書館の職員は公衆に奉仕することが主たる任務であることに注目すべきです。帝国文書館では調査者の出納は職員の仕事の中でも付随的なものでしかなく、研究調査（recherche）とは異なるのです。

[フォリオ6枚目裏]

ド・ラボルド氏 困難さを引き起こしたのは、我々の異なる文書群の中で、調査者にサービスを提供するために欠くべからざる研究調査の性質や、予備的な仕事について、これまで我々がしてきた質問の曖昧な性格にあります。

ラヴェッソン氏 ド・ラボルド氏の回答には非常に満足しています。帝室図書館や帝国文書館のように記録資料を見つけるための場所では、我々が言いたいことや言えることを知っておくことが重要です。

タランディエ氏 帝室図書館は、膨大な量のフランス国王達、フランス王妃達や大臣達の書簡を保有しています。これらもあなた方は要求するのでしょうか。

ド・ラボルド氏 原則的には、そうです。しかし、長年にわたる保有と製本されてしまった分類のせいで、膨大な所蔵資料の中で目録化され、製本された原史料（pièce d'origine）の冊子から、特定のものを抜き出すことに不都合が生じるのならば、史料が集まった状態のままにしておくことも理解できます。それは、委員会の下に託して実行する際や詳細に関する問題です。

ド・パリュエ氏 厳密に言えば、系譜室は帝国文書館が所蔵するのですか。

ド・ラボルド氏 それは違います。貴族の家系に関する文書が入った300の箱が供託されて

¹² ラボルドは、印章の収集・公開に情熱をかけており、本委員会の終了した後、印章博物館の設立に必要な費用を大臣に要求し、1867年8月にはそれまで帝国文書館の一部であった印章学博物館を独立した博物館として開館させた。

います。予備的調査の後、所蔵資料の様々な部門の部長の中で、本委員会は元帥閣下から紹介された帝国文書館の主導で、[フォリオ7枚目表] 各文書群の性質と系譜室との関連についてのことで、聞かれた全ての情報を与えました。

ド・ラボルド氏は、所蔵資料についての継続的な説明を要約したノートの本委員長に渡した。本委員会の議事録に挿入する予定である。(附属資料1を参照)^{13・14}

本委員会は11時半に終わった。次回の委員会は、宮内大臣元帥の部屋に金曜日の朝9時半再び参集することが決まった。

第4回会議

5月10日朝9時半、委員会は宮内大臣である委員長ヴァイヤン元帥のもとに参集した。

出席者：ド・パリュエ大臣、アメデ・ティエリ、ド・ソルシ、ラトゥール・デュ・ムーラン、ナポレオン・ド・シャンパニイ伯爵、タランディエ、ド・ギレルミ男爵、ラヴェッソン各氏、ダル委員会書記

欠席者：ブラティニエ、アンピ、ド・ロンペリエ各氏

[フォリオ7枚目裏]

帝室図書館長がド・ヴァイ氏とラカバヌ氏を伴い、帝国文書館長と伴に紹介された。

委員会書記は、委員長に帝室図書館と帝国文書館の機関について、それぞれの意見を喚起できるような一連の質問を提示した。

元帥閣下は委員会でそれらの質問を読み上げた。その中には、下記のものが含まれている。

帝室図書館

1. シャルトとディプロムの文書群は、帝国文書館の史料を構成することはないのか。
2. この文書群の中に、帝室図書館所蔵の主要な部分の中で様々な文書館から分離した文書は含まれているのか。

¹³ 本議事録文中では、委員会で実際に使われた同時代の資料なので、annexeを「附属資料」と訳したが、同じ資料を復刻した以下の刊行物では、すでに歴史的資料となっていたことから「附属史料」と訳した。

¹⁴ 吉川也志保復刻『フランス第二帝政期の帝室図書館と帝国文書館に関する委員会議事録(中) 附属史料』Study Series75号, 一橋大学社会科学古典資料センター, 2019年, pp. 11-16 (以下、「前出 復刻文(中巻)」と略記する)

3. この文書群には、大きく分けて二つの方向性があり、歴史的文書のコレクションに付属するシャルトやディプロムと、分離したシャルトとディプロムがある。おおよそ、幾つくらいの公文書がこれらの分類にそれぞれ含まれるのか。
4. 総合的な研究について系譜室は、どうすればよいのか。
5. 系譜室の主たる方向性はどのようなものか。単純な記録資料 (documents) で構成されているものの方向性と称号証明書 titre や真正な資料 (pièces authentiques) とともに活用されずに保管されているものの方向性を示すように。
6. 系譜室や様々な選集にある書類 (dossier) の中で、称号証明書、シャルト、真正な資料はおおよそ何点くらいあるのか。
7. 本委員会は、この点においてル・ブラン¹⁵の出版した資料のように正確であると考えてよいのか。[フォリオ 8 枚目表]

帝国文書館

1. ^{ビエスダルシーヴ}文書館資料 (pièces d'archives)¹⁶ と歴史文書 (documents historiques) について定義せよ。
2. 帝国文書館が帝室図書館の保有するシャルトとディプロムを要求する権利は、どのような法やデクレの処置に基づいているのか。
3. 提案された変更について、調査者や名門の人々が得られる利点とは何か。
4. シャルトとディプロムの文書群 (fonds) は、様々な文書館や帝国文書館から分離したもののなのか。それらを再び帝室図書館へ移管した後は、どのように位置づけをするのか。
5. 帝国文書館は、系譜室を構成する全ての史料について謄本を渡さなければならないのか。それとも、称号証明書や公的書類だけで良いのか。家系についての興味や料金という面で、公衆に対してどのような利点があるのか。
6. 規則と調査室について、これらの 2 点に関して、本委員会へ供出する指示はあるのか。

帝国文書館長ド・ラボルド伯爵の発言 1 番目の質問については、かなり正確に識別しなければなりません。全ての称号証明書や権威書の証書は、文書館資料と呼ばれます。年代記や歴史的選集は、もっぱら帝室図書館で保有すべきものであり、それらは権威とはならず、記録資料です。[フォリオ 8 枚目裏]

¹⁵ ル・ブラン (Nicolas Thomas Le Prince, 1750-1818) による国王図書館の歴史についての以下の著作を指す。

Le Prince, Nicolas Thomas, *Essai sur l'histoire de la Bibliothèque du roi*, Paris, 1782

¹⁶ Archives という語には、文書館という機関を指す意味と文書資料自体を指す意味があるので、pièces d'archives という表現は、混同を避けるために、機関ではなく文書資料を指す言葉として便宜的に使われたと考えられる。本稿では、基本的に、帝室図書館の資料との差別化という委員会の目的を汲んだ文脈から「文書館資料」と訳したが、のちの文脈では「公文書資料」と同義で使われる場合もある。

ド・ヴァイ氏 この定義付けは現行の規則に合致するものではありません。帝室図書館は、称号証明書や文書資料を所蔵してきました。P. ルロン¹⁷の選集を編纂してみてください。彼の本は図書館において多数の称号証明書が所蔵されていることに関する言及を強固なものにします。このような用途はフランスにおいてのみ特別にみられるのでしょうか。否そうではありません。英国博物館¹⁸は、称号証明書のコレクションを所蔵しています。ロンドンには、幾つもの文書保管庫があり、ロンドン塔の文書保管所やイギリス財務省の文書保管庫もあります。

文書館に関する我々の法律は未だに、共和暦2年メシドール7日の法令¹⁹や、帝室図書館のシャルトや書写資料に関する第12条²⁰に留まっています。

ラヴェッソン氏 古記録庫については、どのような裁定を下すのでしょうか。

ド・ヴァイ氏 古記録庫は印刷所が、帝国文書館と帝室図書館のいずれかに割り当てなければならない書類の範疇にありました。

ド・ラボルド伯爵 帝室図書館における文書館資料（公文書）と記録資料の違いは、私が示したようなことであり、昔の法学者達は、公文書が元々の保管所から出てしまったときに、その真正性という性質を失うのだと定めました。つまり、革命以前は、公文書は大量にありました。こういった資料は、紛失したのも同然に眠った状態だったのだが、帝室図書館がこのように脈

¹⁷ LELONG, Eugène Philippe, (1828-1901)

¹⁸ 下線原文ママ

¹⁹ 1794年6月25日の「国民議会の下に設置される文書館の組織に関する法令」を指す。

Loi concernant l'organisation des archives établies auprès de la Représentation nationale, 7 messidor an II, 25 juin 1794 [N° 58], dans *le Bulletin des lois de la République Française*

フランス大革命期に施行された世界で初めての国による中央文書館にあたる国立文書館の設立に関する法令である。この法令によって、国立文書館が政府記録を集中的に保存する権利を持つこと、国家の責任として過去の記録を保存すること、国民の権利として記録の閲覧が保障されること、といった現在の国立文書館の基本理念に近い方針が定められた。その第一条で「国民の代表の下にある archives は共和国全体にとって中心的な記録庫である」と明記されている。第2条では、文書館で保存すべきものを以下のように規定している。①三部会の記録、②国民議会の記録、③選挙人会の記録、④共和国の印璽、⑤メダル、⑥度量衡の原器、⑦選挙集会の会議録、⑧外国との条約、⑨公的財産および結婚に関する証書、⑩国外の国有財産、⑪人口調査、⑫国内の記録庫に保存されている証書類の目録、⑬今後、法によって収めることが定められるもの全てである。

²⁰ Loi concernant l'organisation des archives établies auprès de la Représentation nationale du 7 Messidor, l'an deuxième de la République française, une et indivisible, *Bulletin des lois de la République Française*, No.° 12, Imprimerie Nationale des lois, pp. 1-12

XII. Le comité fera trier dans tous les dépôts de titres, soit domaniaux, soit judiciaires, soit d'administration, comme aussi dans les collections et cabinets de tous ceux dont les biens ont été où seront confisqués, les chartes et manuscrits qui appartiennent à l'histoire, aux sciences et aux arts, ou qui peuvent servir à l'instruction, pour être réunis et déposés, savoir; à Paris, à la bibliothèque nationale; et dans les départements, à celle de chaque district; et les états qui en seront fournis au comité des archives, seront par lui transmis au comité d'instruction publique.

<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/loi/1794/06/25/n1/jo> (2021/8/9 閲覧)

絡がなくバラバラになった資料を買ったのです。その点は賞賛に値します。しかし、そのような権利は悪習に基づいています。私は、英国博物館を引き合いにした論拠については受け入れられないと思っています。この図書館（原文ママ）²¹が、文書館資料を買っていたのは、ロンドンに中央文書館が存在しないからです。ロンドン塔の文書館や、イギリス大蔵省の文書館は、王権や裁判機関に特化したものです。その中では、法令も保管されている。一言で言うならば、年代記は帝室図書館の資料である。称号証明書とは、権威ある証書であり、文書館資料であり、それが大方針となっています。

[フォリオ 9 枚目表]

ド・ヴァイ氏 シャルトとディプロムに関する法令の文章はひとつもないのでしょうか。

ド・ラボルド氏 その質問については、第 2 回会議で 1808 年の法令²² 第 5 条に立ち戻っていただきます。

ド・ヴァイ氏 その法令はまだ施行されていないままです。つまり、いずれにせよ我々のシャルトとディプロムのコレクションは、様々な地方文書館の所蔵資料と統合すべきです。

ド・ラボルド氏 しかし、我々には、殆ど全ての県において、修道院や地方自治体のシャルトもあります。我々には、特にサヴィニ修道院の文書群やモンベリアル公国の文書群もあります。もし、県立文書館の目録を助けにして、帝室図書館がクリュニー修道院やサン＝ルイ修道院の文書群を補完するのであれば、全ての資料を調査者は我々に要求することができます。調査をする要求をした文書群を構成する全てのシャルトとディプロムを調査者達は出納するようになるでしょう。一方で、同一の性質を持つ資料についての記載は、地方の文書館でみつけることができるでしょう。

元帥閣下 貴殿の申し立ては、貴館の文書群を補完するという観点から、次に県立文書館を先導するものにはならないのでしょうか。

²¹ 前文にある英国博物館に含まれる現在の英国図書館を指す。

²² 1808 年 3 月 6 日の法令 *Décret Impérial du 6 mars 1808*

この法令により、帝国文書館が現在も国立文書館の一部として使用されるスービーズ館へ設置されることが決まり、実質的に現在のフランス国立文書館の設立となった年と考えられる。この法令の原本にあたる書写資料 *Minute de Décret Impérial* (分類番号 AFIV298, plaquette 2132) の画像は、『フランスの歴史のための場所である国立文書館 —1808 年から 2008 年までの 200 年—』(*Les Archives nationales des lieux pour l'histoire de France -Bicentenaire d'une installation-*, Paris, 2008, p. 43) に掲載されている。

第 5 条の原文を以下に引用する。

L'antre de ce palais sera destiné à placer toutes les archives existantes à Paris, sous quelque dénomination que ce puisse être : Il nous sera fait préalablement un rapport sur cet objet, par notre ministre de l'Intérieur

ド・ラボルド氏 いいえ。地方文書館では目録が備わっており、主要となる文書集合体（le corps d'archives）があるので、私から非難することは何もありません。もしもパリに別の文書保管所が存在していたなら、私も何も言わなかったでしょうが、帝室図書館は公文書の保管所ではないにもかかわらず、文書館資料を活用しないまま保管しているだけです。

元帥閣下 帝室図書館が県立文書館のようなのであれば、貴殿はシャルトとディプロムの目録を与えるのでしょうか。

[フォリオ 9 枚目裏]

ド・ラボルド氏 帝室図書館がパリから遠くにあったとしたら、吟味する側面があります。しかし、帝室図書館はパリにあり、それも公文書の保管所と本質や理屈から言って帰属するには何の関わりもないと私が非難している書類の近くにあります。

ド・パリュール氏 私が本委員会で注目しなければならないのは、本委員会が 1855 年の法令に基づいた考えであること、すなわち記録資料の中央集中化です。我々は、諸地方の県立文書館や地方自治体を汲み取りながらパリの帝国文書館を補完することを考えてきました。つまり、地方性あるいは法律についての考慮が国务院の条例を所蔵するという点です。

タシュロ氏 前回の委員会を前にして、ド・ヴァイ氏はおそらく時代錯誤な質問をしました。3 番目の質問については、シャルトとディプロムは約 800 箱分あるのです。そこから推察すると帝室図書館の所蔵は 800 箱に匹敵するはずですが。しかし、これらのうち大多数のシャルトがすでに引き離されコレクションの一部に含まれてしまって、彼らの場所に常時ある状態なのです。これらの資料が去っていくのは、いつまでも終わらないことでしょう。

ド・ラボルド氏 このような所見は、実際の作業に関係してきます。主たる質問の解決の後には、資料を手で作業することでしか高く評価できません。

タシュロ氏 3 番目の質問について一言申し上げたく存じます。本委員会は調査者や名門の人々の興味がどのような点にあるのかについて知るようになければなりません。第 1 の点については、碑文・文芸アカデミーで閲覧請求します。同アカデミーの委員は、帝室図書館のために働くことを了承しているが、差し控えるようになります。

ド・ソルシ氏 もし、委員が帝室図書館のために働く部局を帝国文書館や本委員会から差し引くのなら、御提案は現実化できません。

[フォリオ 10 枚目表]

ド・ラボルド氏 3 番目の質問について、系譜学的調査は帝国文書館で行われている閲覧要

求の半分を占めています。とある一族が貴族の権利があると思って、我々に証拠を求める場合にも、正確な証拠は一切ないということが非常にしばしば起きます。そういった事情から、系譜室の方へ行くようにさせなければならないのです。そのような一族が系譜室において証書の謄本が欲しいと望んでいるのなら、公証人が必要となります。それも古文書学者としての素養を備えた文書管理官（archiviste）であり、同時に公証人でもあることが多く、迅速な処理や書類を法律で認められた公的証明にするために結果として相当高い料金が発生します。帝国文書館では、そのような障害はないのです。フランス中で真性であると認められる私の署名により、系譜室の称号証書は交付されます。我々が処理する場合の料金は、非常に節度のある価格であり、公衆の宝に供するという立場から、収益についても程々というか少ない方なのです。

ラカバヌ氏　すでに古くなった規則でも図書館では証書の謄本を交付することは禁じられています。名門の家系は、再び公証人を通して省庁に頼らなければなりません。しかし、このような因果関係は、帝室図書館の系譜室を帝国文書館に移動させるという理由にはならないと思います。残りの公証人は、ド・ラボルド氏自身も含めて、交付する謄本の正確性を保証することしかできません。つまり、資料を自分自身で持っていなければ、真性な性質の証書を与えることはできないのです。

ド・ラボルド氏　6番目の質問に答えるために、私が系譜室に与えた代替指示を加えた帝国文書館の計画をみるとラカバヌ氏の仕事は、古文書学校と護衛官が保管している記録資料管理庫（Dépôt des documents）の間になる予定となっています。記録資料管理庫は図書館よりも公衆をより快適に仕事場に受け入れやすいのです。

ラカバヌ氏　（4番目の質問）私は帝国文書館に保管される書類の重要性を再認識していました。[フォリオ 10 枚目裏]

しかし、移管の場合は、帝室図書館刊本部門のような方策が欠けていると思われます。帝室図書館の本のおかげで、しばしば手書きの記録資料を正確に管理することができます。管理庫は、現在所属する組織の中でこそよく機能するのです。もし、管理庫が帝国文書館へ移管するのなら、全てを持っていかなければなりません。つまり、管理庫が独自で持っている手書きの文書、紋章資料、新興貴族証書の写し、王侯などに仕えた証明、学校の証明、宮廷のどうでもいい書類の焼き直しなども該当します。

ド・ヴァイ氏　ラカバヌ氏が作成したばかりの一覧について私は委員会に注意喚起します。もし、あなた方が管理庫を移管するのなら、帝国文書館に多くの偽造文書を導入することになります。

ド・ラボルド氏　偽造文書や誤った文書の数を大げさにするべきではありません。複数の家

からでた資料が系譜学者たちに戻されることになります。そのような古記録庫はあなた方が保管し、概ね本物です。国王に依頼された系譜学の仕事は、同様に正確で、公的性格であった系譜学者が発布したものです。

タランディエ氏 帝室図書館の主要な文書群に目を通すとフランス国王やフランス王妃、大臣の署名入り書簡をよく目にします。ド・ラボルド氏の定義によるとこれらの記録資料は文書館資料である。所属している文書群を分割しなければならないのでしょうか？

ド・ラボルド氏 そうですね。元々、これらの書簡は文書館資料であるが、実行するには、帝室図書館にある文書群のためにも、まず、並外れた貴重資料収蔵庫を築かなければならないことがわかります。

元帥閣下 同所出文書群（fond：日本の文書館用語で英語読みの「フォンド」と呼ばれることもある）について話す必要があるだろうか？それは、全部そろった1つの集合体（un corps complet）だろうか？

ド・ヴァイ氏 いいえ。帝室図書館の同所出文書群は百科全書的な集大成です。

[フォリオ 11 枚目表]

ラトゥール・デュ・ムーラン氏 第1回目の委員会は、我々のコレクションを与える機関の方針に付属するものが沿わなければならないという原則のために設置されました。系譜学的記録資料の原則は実際どこにあるのでしょうか？

ド・ヴァイ氏 帝室図書館です。

ド・ラボルド氏 異議あり。貴殿達は、私が受けていない教育を受けていますが、系譜学ののっとった称号証書については、原則は文書館にあります。

ラカバヌ氏 古記録庫の新しい組織について説明します。古記録庫は、とりわけ系譜で構成されている。よくできているものもあれば、（無資格者に儀礼的に与えられる類の）審査の甘い書類もあります。我々の封緘された称号証書（titres）により、我々は証明書の正確性を確認することもあれば、他の証明書の虚偽性を確認することもありました。

ラトゥール・デュ・ムーラン氏 貴方は文書館の文書群を閲覧することがありますか？

ラカバヌ氏 あります。

書記は、委員会に、公文書の観点から作成されたノートを見るように頼んだ。そのノートには系譜的貴族身分証明書が示されていた。それら証書にはこれらの文書群が含まれている。書記には、このノートがラトゥール・デュ・ムーラン氏の質問の答えになっているように思えた。

ド・ヴァイ氏 書記の方は、貴殿達に公文書に申し分なく属した一連の公的記録資料を示したところです。我々の古記録庫は、個人的な記録資料も活用せずに保管している。その個人的な資料は付属資料ではなく、文書館に保管されている貴族身分証明証書に必ずしも付随しなければならないものではありません。

ラヴェッソン氏 これらの説明から、(帝室図書館の)古記録庫はとりわけ系譜学的総覧を含んでおり、系譜学的証拠はとりわけ帝国文書館にあると結論付けます。

[フォリオ 11 枚目裏]

ド・ラボルド氏 古記録庫の系譜は、あまり多くの氏名や年号を含んでいないのかどうかラカバヌ氏に質問しましょう。

ラカバヌ氏 多くを含んでいるといえます。

ド・ラボルド氏 それこそ、我々の所蔵資料 (dépôt) を使えるようにするには足りないところであり、学識豊かな研究に裏付けられたサービスや家系や名門についてのサービスを提供するのに足りないところです。

元帥閣下は委員会に会議を閉会し、討議を来週月曜 9 時に始めることを提案した。委員会は 12 時半に解散した。

第 5 回会議

5 月 13 日月曜日、委員会は朝の 9 時に宮内大臣ヴァイヤン元帥閣下委員長の下に召集された。

出席者：ド・パリュエ大臣、アメデ・ティエリ、ラトゥール・デュ・ムーラン、ナポレオン・ド・シャンパニイ伯爵、ブラティニエ、タランディエ、ド・ギレルミ男爵、ラヴェッソン各氏、
ダル委員会書記

欠席者：ド・ソルシ、アンピ、ド・ロンペリエ各氏

ブラティニエ氏 1837年、私は文書についての組織の仕事を課されました。ドヌー²³氏の協力で一緒に法律全体を学びました。要点は中央文書館の権限はどんなものかということを知ることでした。文書館資料についても聞いたことがあります。どちらについても法的な定義は全くありません。今日でもまだ大臣達が帝国文書館と一緒にこのような書類を返そうとするなら、このような書類の相当な数が潰されてしまったことが非難されるでしょう。私は後悔しています。なぜならこれらの書類は現在、実務的な興味をもはや持たず、収集家がまず単純に好奇心目的で再編成したものであり、歴史的資料になってしまうからです。[フォリオ 12 枚目表]そして、個人的な書類であれ、機関の書類であれ、公文書とは別にコレクションが生み出す意欲をそぐべきではありません。特別な判断は、特定の公的機関の利益にそって作用します。購入権を持つのは一般市民であって、彼らの所有権は尊重しなければなりません。同時に、中央文書館に要求のシステムを入れるがままにするという危険性についての元帥閣下による考察にもまた同調します。その提案は、中央集権の原則を極端にしたように思われ、我々が議論したような類似した困難な問題が引き起こされたドヌー氏の心遣いが想起されます。

中央文書館²⁴には、はっきりした権限があったことはありませんでした。そして、ずいぶん前から、法律 (loi) の原文自体、帝国文書館に置かれることはありませんでした。幾人かの大臣は、かなりの公文書を所蔵しています。そのような公文書の中には、上院と立法府の公文書さえ含まれています。中央文書館へこれら全ての公文書の引き渡しについて抗議すべきかどうかという問題はすでに議論しました。しかし、全ての記録資料を火事があった場合について話し合わずに同じところに積み重ねるという考えにはハラハラさせられました。とても近い将来にこの組織の分割のために準備をするだろうと感じます。昔の政府の元にある議会は、次々と各省庁の個別的な文書室のために助成金を与えていました。

要約すると、シャルトとディプロムのコレクションの法的な起源は帝室図書館にあり、メシドール 2 年の法令に基づいています。この法令は、もう一度結びつけるべきであります。

ド・パリュエ氏 ^{ピエスタルシーヴ} まずは文書館資料 (pièce d'archives) とは何なのかを本委員会は定義しようと努めるべきだと考えます。形式的には、公文書 (archives) というものは原本となるもので、内容にいたっては、定義がより難しいです。公文書というもの [フォリオ 12 枚目裏] は、その性格をしばしば変えるものではないでしょうか？例えば、弁済が証明されている限り受取証書は公文書です。しかし、一旦、時効が取得されてしまったら、それでもこの受取証書は公文書なのでしょうか？

名誉ある先ほどの意見者が想起したメシドールの法令については、帝室図書館に有利な内容

²³ Pierre Daunou (1761-1840) 歴史家。国立文書館歴史部門主任を務めた。1800 年初代護民院議長に任命された。

²⁴ 国の中央文書館は、政体により名称が変わる。ドヌーのいた頃は、国立文書館と呼ばれており、委員会の開催されている時代には帝国文書館となった。時代に影響を受けない呼称が中央文書館である。

であることは認めますが、執行されなかったことは確かです。私は、中央文書館に移管したいと思うような資料などが各省庁あるいは地方で保持されている理由に同意しますが、図書館は同様の考慮事項をすることができません。

元帥閣下 タシュロ氏は、帝国文書館と帝室図書館の間で記録資料を交換するプロジェクトの委員会について、私に書簡を出しました。その交換によって全ての手近な利益を解決できるようなプロジェクトです。タシュロ氏は、前回の委員会で示すように求めながらも、どの記録資料なら将来的に安心して帝室図書館が購入できるのかを結論付けました。

元帥閣下は、委員会においてタシュロ氏の書簡に注目させて、議事録に加えるように指示し、ド・ラポルド伯爵に閲覧させるようにした。(附属資料2参照のこと)²⁵

ダル氏 今読んだ書簡では、我々の審議を変える必要があるようには思われません。提示された交換、あるいは、受け入れられた交換、そして、そうでない交換にせよ、我々に提出された根本的な方針を解決するために所蔵資料を散逸させてしまうわけではありません。要は、シャルトとディプロムを文書館に帰属させるようにしなければならないということです。

ブラティニエ氏 気を付けなければならないのは、我々が携わっている方針のこのような正当化についての根拠です。ある機関が資料を揃えるために大きな組織の同所出資料を探すのは理解できます。しかし、後々、元々加わる予定になっている資料が分割されて複数の場所に所蔵されることになるのは良くないのです。ドズィエ文書が一族に返還されたように、文書館に収められたものが全て残るわけではないのを思い出してください。

[フォリオ 13 枚目表]

ダル氏 はい。しかし、私が間違っていなければ、これらの文書は革命期には個人蔵として隠されるようにしまわれていました。

ブラティニエ氏 つけ加えると、こんなにも分断された部門をあらたに作るとなると以前に帝室図書館へ寄贈された資料を尊重することはできないだろうし、この機関へこれから貴重な収集資料を遺贈しようという収集家の意向をくじくことになるでしょう。

ラトゥール・デュ・ムーラン氏 タシュロ氏の書簡自体も規則を望んでいます。ド・ラポルド氏も同じことを述べています。未来のために一つの原則を作るための模索をしなければなりません。ただし、すでにできてしまっている収集資料については極端な変化をもたらすような原則は適用しない方が良いでしょう。

²⁵ 前出 復刻文(中巻), pp. 17-19

ラヴェッソン氏 資料の一極集中化についての危険性については、共感していません。一極集中化の原則には危険性を上回る利点があり、現にこれまでも何度も帝室図書館で実行されてきました。例えば、マザラン図書館所蔵の東洋写本は帝室図書館のコレクションへ加えられたし、造幣局のメダルコレクションも帝室図書館のメダル部門に吸収されました。このような機関への寄付を尊重するために記録資料保有者の寄付を促進するという我々の関心に対する反対異議が火事による消失の可能性というだけでは、一極集中化を避けるに値するほど十分な理由ではないように思います。

元帥閣下 集中化はすでに起きてしまったことだが、全ての者の承認が得られてはいなかったのです。学術的な記事の載った新聞を読んだ時には、造幣局のコレクションに関して取られた措置には後悔が読み取れました。

ド・ギレルミ氏 私は帝室図書館と帝国文書館というそれぞれの機関に準じた原則で寄贈がなされるべきだと考えるが、提案からすると、シャルトとディプロムが帝室図書館に与えられて、これからもそこに在り続けることを定義づけることは簡単のように思われます。[フォリオ 13 枚目裏] この点については、これより続くイギリスの話が良い例です。

ド・パリュウ氏 記録資料の中には、今後、幾ばくかの遺贈から受け取れる可能性があるものがあるという事実は、克服できない障害とみなされるべきではありません。続くイギリスでさえ公益によって、公的機関へ遺贈されるのか、同業組合へ遺贈されるのか改変されることもありました。

我々の任務は諸原則を決めることです。我々は前例については疑問を持っていました。帝室図書館や帝国文書館の帰属に直接該当しないものの、すでに所有している記録資料については、そのまま帝室図書館と帝国文書館にある程度残しておいてはならないのでしょうか。そして、将来のために公的な文書館資料 (pièce d'archives) と私的な文書館資料の境界については厳密に区別してはならない場合は、帝国文書館に帰属するものもあれば、自由な研究のために諸図書館や収集家に委ねられる場合もあるのではないのでしょうか。

ラヴェッソン氏 帝国文書館法でこの点に関して、いくつかの有益な情報があります。まず、公的権限に関する全てのものを帝国文書館に収めるというメシドール 2 年の法令の定義をふまえると、帝室図書館のシャルトや書写資料は歴史資料に関連するものになります。しかし、この定義は実行できない。称号の選別局 (Bureau de triage)²⁶ では実に早い段階で、図書や写本などのコレクションに含められることが不自然なような大量の記録資料について、帝室図書館の

²⁶ Jules Viard, *Les opérations du Bureau de Triage*, Notice et état sommaire de 11 760 liasses et registres de la Chambre des comptes détruits en l'an V, Bibliothèque de l'Ecole des Chartes, tome 57, 1896, pp. 418-426

所蔵であると認めました。そして、専門分野という面や法律という面で帝国文書館の収蔵品にも、帝室図書館の収蔵品にも加えがたいような全ての記録資料を理解できる第三の機関を創設しようという案まで考えました。それが、歴史部門と名付けられた部署が創設された経緯です。シャルトとディプロムを要求できるこの歴史部門なら、帝室図書館で記録資料を引き取ることができますし、そのための権利も引き合いに出すことができました。

しかし、この中身のないような所属の問題は、適用についての問題を引き起こします。もし、帝室図書館に明確に定義されたシャルトとディプロムがあるならば、実行するのは簡単ですが、シャルトとディプロムは同所出資料としてのフォンドというまとまりではなく、写本部全体に散らばっているのである。[フォリオ 14 枚目表]

これら所蔵資料に問題を引き起こさず、そして職員の邪魔をしないように取捨選択させるには、どうしたらよいのでしょうか。

ダル氏 シャルトとディプロムが帝室図書館の壮大な収蔵品に統合されるのに加えて、箱詰めのまま孤立したように利用もされず無関心な状態で放置されているのも随分たくさんあります。この手のシャルトの同所出資料群あるいは、そのようなものの一部は、もしかしたら委員会の決定の目的には差し支えないかもしれません。

ナポレオン・ド・シャンパニ氏 権威のある証書を確認する原本となる資料が帝国文書館の所蔵であるとはいえないし、権威の歴史に関連する資料やそれらの原本が図書館のものともいえない。

ラヴェッソン氏 メシドールの法令に戻りましょう。この法令は、新しいフランスが過去を何も後悔せず、過去から何も学ばないという理念から出発していました。しかし、選別局はこの理念の反対に幸い勝利しました。昔の教育に良いものもあったことを我々は再発見しましたし、専門分野の記録資料や、権威の歴史に関連する歴史的記録資料の脇にある帝国文書館で認識しました。

このような所見からは、将来のための規則を結論付けられないでしょうか。しかし、現在、記録資料の数が多く、性質上、文書館へ行くという矛盾した情報があるので、私は決心が付きません。

ブラティニエ氏 権威の歴史に関連するものが全て帝室図書館の歴史部門でみつけれられるというのは正確ではありません。選別局は、行き先がまだ決まっていない幾つかのフォンドを古記録庫に統合し、それが歴史部門のコレクションを形成しました。歴史部門は、どちらかといえば、完全かつ論理になかった分類の結果です。[フォリオ 14 枚目裏] 誇り高き委員が帝国文書館の幾つかのフォンドを揃えることに同意しようとしています。しかし、彼は図書館がそのコレクションを所有

することを維持し、その権利を確認することが職員の明白な利益になると信じています。

元帥閣下は委員会に会議を閉会し、討議を来週5月16日木曜に召集することを提案した。委員会は12時に解散した。

第6回会議

1861年5月16日木曜日朝9時、委員長である宮内大臣ヴァイヤン元帥閣下のもとに参集した。

欠席：ド・ロンペリエ氏とアンピ氏

元帥閣下は、帝国文書館館長から元帥に宛てられた書簡を読み上げた。その手紙は、帝室図書館の名のもとに挙げられた提案に対する返答であった。

委員会は、この書簡を議事録の附属資料に加えることを決めた。(附属資料2 bis 参照のこと)²⁷

タランディエ氏 証書登記税の書類についての帝国文書館長による所見はよくわかりません。ド・トクヴィル氏²⁸ならわかるはずです。

[フォリオ 15 枚目表]

ド・ギレルミ氏 タランディエ氏と同感です。

タランディエ氏 私は、基本的に帝国文書館と帝室図書館の境界について意見を持っています。しかし、今日は、新しいものを作るという話ではないので、帝室図書館側のしかるべき所有権までに話はとどめておく。この機関は全ての賢者に知られています。例えば、帝室図書館の所蔵資料はベネディクト会の著作にも引用されています。分割²⁹することは、学術的利益からは非常な困難が伴うだろうと予測されます。この委員会では英国博物館³⁰が引き合いに出されますが我々が第一級のものとして扱う帝室図書館の豊かさを損なうことはありません。この機関により差し出された譲歩案は尊重すべきだと私は思います。

²⁷ 前出 復刻文(中巻), pp. 20-26

²⁸ アレクシス・ド・トクヴィル (Alexis-Charles-Henri Clérel de Tocqueville, 1805-1859) 家系を遡れば、大貴族ラモワニオン家の血筋であり、アンシャン＝レジーム期に啓蒙的著作を擁護した出版統制局長をつとめ、王政末期には宮内大臣・国務大臣も担ったマルゼルブの曾孫。自身はリベラル思想の研究家。アカデミーフランセーズの会員。王政復古期にはルイ＝フィリップとの親交もあったが、二月革命には革命政府の議員として活躍し、外務大臣として手腕もふるった。ルイ＝ナポレオンのクーデタにより逮捕され、政界を退く。1859年に逝去したため、この委員会ではおよそ死後2年経っていることになる。

²⁹ 帝室図書館の所蔵資料の一部を帝国文書館へと移管するために分割することを指す。

³⁰ 下線原文ママ

ラトゥール・デュ・ムーラン氏 今から、分割について大臣から出た質問の詳細を吟味しなければなりません。

元帥閣下 文書館資料という定義について聞かなければならないだろう。

ダル氏 私がこの委員会でまず調査に取り掛かったシャルトとディプロムの移管は、2つの先決問題を解決するものです。その2つの先決問題とは、シャルトとディプロムはひとつの同所出文書群として存在するのか？という問題と、シャルトとディプロムが文書館資料であると理解するべきなのかという問題です。1つ目の問題としては、帝室図書館ではシャルトとディプロムはひとつの同所出文書群ではなかったという、あなた方の目の前で言われた言葉に同意しないからです。私が認識しているのは、隣接するコレクションである系譜室の一貫性はまだないが、現在、形成されているところであり、大規模なコレクションにまとめられたシャルトとディプロムおよび隔離されたシャルトとディプロムで構成されていることです。隔離されたシャルトとディプロムは、かなり量が多く、かつ、本来の同所出文書群を形成するために重要なものです。

[フォリオ 15 枚目裏]

この委員会の前で出された2番目の先決問題は、「文書館資料」が何を意味するのか知ることです。私は委員会の前で、ド・ラボルド伯爵が以下のように定めたことに同意することを提案します。すなわち、文書館資料とは、全ての原本証書あるいは、原本が失われた場合は、当局あるいは個人の関連証書の真正なる写しのことである、と。帝国文書館の法令を修正しようとするのが問題であるなら、その一般性を考えると、この定義が委員会をたじろがせてしまうことも理解できます。しかし、それは将来のために公文書の能力を規制するのではなく、古い文書群の欠落を補い、完成させることになるのだから、これらの文書群がつくられた時に施行されていた規則に従うことによってのみ、これを行うことができます。1789年以前は、マビヨンの著作³¹が法であり、公文書についての彼による定義が私の提案したことに適合しています。

元帥閣下 マビヨンの権威は、私にとっては異議を唱えたくなるもので、全ての書類 (papier) が文書館資料であるとは私には認められない。マビヨンは特殊な公文書を古文書学の学術として論じたのだが、マビヨンの時代には中央文書館は存在しなかったのです。

ド・パリュール氏 私にはマビヨン師の意見は認められません。委員会で決めることを提案します。

³¹ ベネディクト会の修道士で、古文書学者であったジャン・マビヨン (Jean Mabillon, 1632-1707) の『古文書学』(Jean Mabillon, *De re diplomatica*, Paris, 1^{ère} édition, 1681) を指す。イエズス会士パーペンブレックの「古文書は古ければ古いほど真偽が疑わしい」という主張に反駁するべく、本著を執筆刊行し、近代古文書学の基礎を築いた。

1. 帝国文書館は、国家の決定のもとに全ての公的な文書館資料を首都の保管所に集めるべきなのか
2. 手書きの書類は、以下の条件の場合、文書館資料としてみなされるべきなのだろうか
 - A. フランスの公的な権威から発せられたもの、あるいは国家が吸収した様々な権力のうちの一つから発せられたものの場合
 - B. その権威に対して宛てられたもの、あるいは先述の権力のうちの一つに宛てられたものの場合
 - C. 上記の2つの条件に加えて、権威の権利に対して申し立てをするため、あるいはフランスの歴史やこれら様々な地方や共同体の歴史のための利益を与える場合

[フォリオ 16 枚目表]

A. ティエリ氏 しかし、この定義では、家系の歴史に関する証書^{アクト}が排除される。あなたも我々の全般的な歴史の重要性をわかっているだろう。

ド・ギレルミ氏 帝室図書館でシャルトとディプロムは、分類方法が異なります。孤立しているものもあれば、他は大規模なコレクション^{コレクション}の裏付けとなる文書を構成しているので、ピカルディー地方に関するグルニエ師³²の研究³³の結果、かなりの数にのぼることもわかるでしょう。

元帥閣下 私はシャルトとディプロムの移管を無条件で行うことに一票入れます。このように類似する場合、帝室図書館は、さきほど引用したようにコレクションに必要な真正（本物）の書類の写しを要求するでしょう。

ブラティニエ氏 問題は同様に残ります。歴史に関連する全ての証書^{アクト}の保管庫による吸収を宣言するために提案された定義によって委員会は導かれます。私は、その性質上、帝国文書館のフォンドに収まる資料の系列を検討したいと思います。通常の図書館を構成するものを決定すること以上に進むことはできないと思います。我々の扱う主題では、定義は特定のカテゴリーの記録資料の命名法にすぎません。さらに、我々は、我々に提案された定義にまではたどり着けなくても、我々に出された疑問について決定を下すことができます。

ド・パリュエ氏 まずは、コレクションの中で、すでにまとまっているシャルトについて決定してから、そこからはずれたシャルトについて検討しましょう。

³² ピエール・ニコラ・グルニエ (Pierre Nicolas Grenier, 1725-1789) 通称ドン・グルニエ (グルニエ師)。ベネディクト会士。ピカルディー地方の研究家。彼が研究に使用した大量の文書が、本文の委員会開催当時、帝室図書館に所蔵されていたため引き合いにだされた。

³³ 著者グルニエの死後である 1856 年に出版された。Pierre Nicolas Grenier, *Introduction à l'histoire générale de la province de Picardie*, Amiens, Société des antiquaires de Picardie, 1856

ド・ソルシ氏 元帥閣下は素晴らしいお考えをお示しになりました。帝室図書館は、帝国文書館に真正な写しを要求できるのです。

[フォリオ 16 枚目裏]

タランディエ氏 これらの写しは、まとまったコレクションになっているシャルトの場合は内容が理解できるが、ばらばらになったシャルトの場合には、内容が理解されなくなってしまう³⁴。委員会では、帝室図書館が所有するシャルトとディプロムのうち、既に合本として製本されているものは切り取ったり、切断したりすることはせずに、未だに製本していないバラバラの状態の資料は、全て帝国文書館に移管するという意見を表明します。

ド・パリュール氏 この原則は実行の詳細を規制できることを認めました。

ド・ソルシ氏 審議を中断します。

委員会は、称号系譜室の移管について議論をうつした。

ド・ギレルミ氏 系譜室は、帝国文書館のほとんどのフォンドに散在する記録資料の使用を可能とする総覧であると私は考えており、これを1つの保管所にまとめるのは有用な手段であると信じます。書類に含まれる附属資料で、家族の肖像画や墓石の計画といった版画は、帝室図書館版画部に留保されたいと考えます。

ド・パリュール氏 私は、系譜室を文書館資料の集合体とは考えていません。系譜室は、多くの家系に関する書類であり、私にとっては主に伝記的な記録資料または私的な関心にとどまる性格のものです³⁵。家族はこれらの記録資料を簡単に閲覧できる必要があり、帝室図書館写本部では寛容な規則で扱うことができます。

ド・シャンパニイ氏 私は帝国文書館への移管に賛成です。なぜなら、我々に言われたように、系譜室には多数の偽の資料が含まれており、一般の人々は、帝国文書館で最も安全な管理手段をみつけるでしょう。[フォリオ 17 枚目表]

ティエリ氏 私はシャンパニイ氏の意見を共有し、系譜を交易の文書として認識したことを

³⁴ 文書を理解するには、どのフォンドに属していたのが重要である。出所が不明なために文脈が理解されなくなった文書は、内容的な価値を失うこともある。(帝国文書館での分類改変によって生じた問題については、拙稿「前書き」『フランス第二帝政期の帝室図書館と帝国文書館に関する委員会議事録(中) 附属史料』Study Series75号、一橋大学社会科学古典資料センター、2019年、p.9参照のこと)

³⁵ 「公けのものではない」という文意

言い添えます。昔³⁶の法律では、貴族証明（*preuve de Noblesse*）と家系は、殆んどいつも高等法院の管轄であり、帝国文書館に保管された登録簿にはこれらの主題に関する多くの決定が含まれ、利用されないでいます。

貴族が国で構成される場合、それは公的機関なのです。系譜室にはかなりの数のシャルトとディプロムが使われないまま保管されており、帝国文書館に保管されるものと似ています。最後に、私は国王付系譜学者の仕事は同じ性格をもっていたと考えます。このような系譜学者には公式の称号があり、彼らの使命は多数の人々の戸籍身分を決定することでした。1858年の法令により、これらの記録資料は公益の記録資料という価値になり、印璽評議会（*Conseil de Sceau*）³⁷はそれに頼っています。

ド・パリュエ氏 家系の名前や肩書きが公益に影響を与えることがあるというティエリ氏の意見に同意します。しかし、系譜室の記録資料の大半は私的利益のものである。そこに含まれている書類（*dossier*）は、伝記作家または個人的関心事のいずれかで参照するのに役立つ遺失物といってもよいです。

ブラティニエ氏 系譜室を構成する記録資料は、貴族院尚璽（*chez les Référendaires au Sceau*）³⁸で見つけられる書類（*papier*）や、尚璽以前の似たような起源をもつ組織で見つけられる全ての記録資料に似ています。これらの記録資料を入れる場所を帝国文書館につくることはできないが、印璽評議会の証書を認めることはできます。

ラヴェッソン氏 系譜室は非常に特別な構造を成しており、それに与えられた規定には、大きな裁量が課されています。そして、その管理はたった一人に委ねられています。[フォリオ17枚目裏] このように慎重になるのは、帝室図書館と同じくらいリベラルな組織内の異常とも言えます。系譜室を傘下に置くのは文書館（*archives*）の精神であり、そうあるべきです。昔は、家長は自分の家の文書（*archives*）を集めて保管していました。今日、これらの書類の所有者は国家であり、家族の名前と彼らの利益の観点から、特別な注意を払って守る義務があります。帝国文書館長に託するのが最も信頼できると私には思えます。

ド・パリュエ氏 帝国文書館の規則は慎重すぎます。国家にある種の受託者を課することは重大な支障となりかねないのです。つまり、帝国文書館長は名家の系譜学者になってしまう。彼

³⁶ アンシャン＝レジーム期

³⁷ 正式名称 *Conseil du Sceau des Titres*。1808年、第一帝政期のナポレオン1世により創設された。1872年、法務省に吸収された。

³⁸ 第一帝政の元老院尚璽、王政復古下の貴族院尚璽（*Nouveau Dictionnaire Standard français-japonais*, 大修館書店, 1988年）

にこの権限やもっと上回る権限を与えることや、彼にこの責任を課すことを有益であるとは認めることはできません。

委員会は元帥閣下に、系譜室は帝国文書館と統合すべきであるとの意見を述べた。委員のうち5名が賛成票、1名が反対票を投じ、1名が棄権した。

委員会はさらに、国務大臣に、帝室図書館および帝国文書館に代わって行われたさまざまな交換提案を推奨することを決定しました。

ラヴェッソン氏は報告者として指名された。

正午に会議は終了し、委員会はラヴェッソン氏の報告書の講義を聞くために、後に調整される日に会議を開くことを決定します。

[フォリオ 18 枚目表]

第7回会議

1861 年 7 月 16 日火曜日、委員会は朝の 9 時に宮内大臣ヴァイヤン元帥閣下委員長の下に召集された。

欠席：ド・ソルシ氏、N・ド・シャンパニイ氏、アンピ氏

ラヴェッソン氏は、彼による報告書の初めの部分について講釈した。

11 時半に会議は終了し、委員会は次の木曜日に引き伸ばされた。

第8回会議

1861 年 7 月 18 日木曜日、委員会は朝の 9 時に宮内大臣ヴァイヤン元帥閣下委員長の下に召集された。

欠席：ド・ソルシ氏、アンピ氏

ラヴェッソン氏は、彼による報告書の講釈を続けた。

委員会の会員たちの間で、幾つかの所見が交わされ、以下に要約した。

タランディエ氏 報告書の歴史的な部分は、委員会によって完全には認めかねる。特に帝国文書館の所蔵資料の特徴が帝室図書館に起因するという箇所を指摘したいと思います。

誤りは明白で、つまり、革命以前は、パリには多くの文書館があり、文書館資料であるという特徴を持っていると認識されていれば、報告書に出てきた記録資料はそこに保管されていたことでしょう。[フォリオ 18 枚目裏]

コルベールは、それらを帝室図書館に移管させることにより、これらの記録資料が文書館に保管される性質のものではないことを確認したようなものです。報告書の歴史的学説が受け入れられた場合、帝室図書館写本部から主要な複数のフォンドを取り去り、それらを帝国文書館に移管することにつながる可能性があります。

元帥閣下 タランディエ氏の所見を考慮して、ラヴェッソン氏は報告書の内容を変更することはできそうですか？

ラヴェッソン氏 特定のフォンド、特にブリエンヌのフォンドがどのように帝室図書館に寄託されたかを調べる際に、私は委員会にこれらのフォンドの性質と移管が実施されるに至った様々な状況を指摘しなければなりません。これらのフォンドに与えられた文書館資料^{ビエスダルシーヴ}の性格と、帝室図書館に与えられた公文書のコレクションの性格は帰納的な推理ではなく、我々の研究結果による直接的な帰結です。これらのフォンド、特にブリエンヌのフォンドがそのように認定されたのはこれが初めてではなく、以前は外務省によって外交公文書資料として主張されてきました。

タランディエ氏 先に述べたことに加えて、議論をブリエンヌや他のフォンドにまで拡大することは、委員会に与えられたプログラムを超えることです。委員会の所見は、シャルトとディプロムの話に制限しなければなりません。

ラヴェッソン氏 私は委員会自体に従い、委員会の審議の対象となったものを研究しただけで、それを越える範疇のことはしませんでした。したがって、最初の方の会議で、帝国文書館長がフランス国王とフランス王妃の書簡を公文書と見なすかどうか尋ねられ、ド・ラボルド氏が肯定的に答えたことを覚えています。[フォリオ 19 枚目表]

ド・パリュエ氏 ラヴェッソン氏が多数派を代表して発言していることを示すことが望ましいでしょう。さらに、委員会で報告書の結論がこの多数派の結果であると見なされる場合、歴史的展開と特定の事実は報告者の個人的な責任に留まります。

タランディエ氏 私としては、それでも我々の使命を越えていると思えます。私がフランス

国王とフランス王妃の書簡について話したときは、私は例を引用していました。それに、我々の会議がこの性質の記録資料に及ぶとは思いませんでした。このようなことは、個別の議論を要するほど重要であり、委員たちに特別に賛否の意思表示を請いたく存じます。

ブラティニエ氏 少数派は多数派の意見に従わなければなりません。しかし、少数派といえども、自身の意見を報告書に表すことはできます。私の感覚では、その件は委員会が受けた使命に対応しておらず、私はその件が示す方向性を恐れています。彼が様々な地方で警鐘を鳴らし、諸地方の公文書を分類して目録を作成するために彼らが行う非常に称賛に値する犠牲で、総評議会を止めることは疑いようがありません。我々が資料交換を行い、謄本を取ることを私は理解しています。目録の作成を迫ることで、調査者にとっての簡便性を促します。しかし、特定の機関の所有権に異議を唱えることは、それら全てをしり込みさせ、分類と目録作成の作業を停止し、その結果、歴史的研究の利益を考慮する我々の目的に反することになります。

[フォリオ 19 枚目裏]

ド・シャンパニ氏 先に意見を述べた名誉ある者の懸念に、私は賛同します。私の総評議会は、かなりの犠牲を払って、警戒し、冷静になる可能性があります。私が所属するモルビアン県では、公文書については維持管理のみを行っています。ブルターニュ全土に関連する多数の記録資料を含むロアール＝アンフェリユール地方（現ロワール・アトランティック地方）の公文書の費用の一部を負担しています。

ラヴェッソン氏 先ほど話していた懸念に甘んじると、諸地方は我々の意図を完全に誤解してしまうでしょう。大臣の法令によって指定された2つの機関の中に含まれる諸地方の公文書を委員会が決して考慮しなかったという声明を報告に含めることができます。帝室図書館のシャルトとディプロムを指定する大臣の法令は、我々に克服できないような障壁を貸すことなく、検討すべき点を示しているように思われました。議論は同じ線に沿って拡張することができ、尋ねられた質問（シャルトとディプロム）と一緒に、それから生じる他の質問を含めることができます。このようにして、1858年の委員会は、帝室図書館のメダル部門の活動の過程で提示されたシャルトとディプロムについて話し合いました。我々はシャルトとディプロムのために何を提案すべきかを検討しなければなりません。当然のことながら、我々は文書館資料が何を意味するのかを尋ねるように言われた。私は貴殿達にドーヌーの定義を出すように誘導されたことに気づきました。

ド・パリュール氏 報告書の法令は疑わしくはありません。しかしながら、多かれ少なかれ、実現できそうもないような結果にまで行くことは避けなければなりません。

タランディエ氏 フランス国王とフランス王妃の書簡を合本したところには、ノートや記録

資料の写し、様々な書類が入っているのだが、貴殿らはそれらをどうするのですか？ [フォリオ 20 枚目表]

ラヴェッソン氏 報告書は、発生する可能性のあるすべての障害を考慮に入れて執行する委員会が規則を適用し、認める必要のあるすべての例外を裁けることを提案します。

ド・パリュール氏 これらの様々な所見は、一般的な合意を得ていました。委員会は、私たちが聞いたばかりの作品を印刷するまで議論を延期することを勧めます。報告者は、テストを読み直すことでこれを考慮に入れることができ、私たちは目の前のテキストで議論についていきましょう。

11 時半に会議は閉会され、翌日に持ち越された。

第 9 回会議

1862 年 1 月 29 日木曜日、朝の 9 時に、帝室図書館と帝国文書館の委員会は、宮内大臣ヴァイヤン元帥閣下のもとに召集された。

欠席：ド・ソルシ氏、ラトゥール・デュ・ムーラン氏、ブラティニエ氏、アンピ氏

元帥閣下 帝室図書館長から簡単な研究報告を受け取りました。この記録資料は、ラヴェッソン氏の報告書で提起された幾つかの事実に異議を唱えています。(附属資料 3 参照のこと)³⁹そして、それはまた中間報告について疑問を提起しました。委員会の書記官ダル氏が委員会で決める事項について、投票する権利を持っているかどうか。そしてダル氏の投票が決定を覆す必要がないかどうかを知ることです。[フォリオ 20 枚目裏]

ダル氏 議長（ヴァイヤン元帥）が今話した研究報告を、昨日、帝室図書館長は私に送りました。私はすぐにそれを国務省の事務局長に紹介し、私に関する事実について大臣の命令をうけるように頼まなければなりません。私の投票は否定されたわけではないと確信しました。委員会が元帥閣下を尊重するという気持ちで、帝室図書館長の主張を決定するにはあなた方に任せるべきだと。私にとっては、大臣に否認されないことが非常に重要なことでした。また、委員会での投票権が争われているが、委員会が何をするにしてもうまくいくであろうし、私は委員会の決定を信頼しています。このような事案が発生したことを残念に思います。そして、あなたがたの審議の過程を一時的に止めます。

³⁹ 前出 復刻文（中巻）, pp. 27-40

ド・パリュエ氏 私は委員会を構成する省令を読んだが、その文言を見る限り、ダル氏の権利を疑う余地はないように思います。委員会は、事務長が引き続き投票することを決定します。

A. ティエリ氏は、会議に出席し、この事件について報告を受け、委員会が先ほど下した決定に同意した。

元帥閣下 この点について結論を述べると、私は委員会に対し、事務長の投票に関して昨年5月27日に帝室図書館長が私に宛てた書簡の内容を聞き、帝室図書館長が不満を裏付ける理由に留意することを求めます。

事務長がこの書簡を読み上げた。

前任者たちの話があった。

ダル氏 確かに、館長は1858年に制定された委員会の定款を引用しています。[フォリオ21枚目表] この委員会では、ブラゲ氏は事務長ではなく、G. ルーラン氏がその役割を果たしていました。ブラゲ氏は非公式な立場で委員会に参加したため、投票していません。しかし、ルーラン氏に関しては、投票権が争われることはなかったのです。この情報が正しいかどうか、この委員会の委員だったド・ロンペリエ氏に尋ねます。

ド・ロンペリエ氏 確かにそうでした。

ダル氏 この点を明確にすると、帝室図書館長が提示した他の所見は、委員会の中心部または彼の目の前で起こった事実に関連しており、私はそれらに答えません。

委員会は、タシュロ氏の苦言に対応する必要はないと判断し、ラヴェッソン氏の報告書に関する審議を再開し、その証拠が各メンバーに配布された。

ド・パリュエ氏 ラヴェッソン氏の仕事が最も有益ですが、委員会は歴史的展開のすべてを議論することができるとは思いません。私がすでに述べたように、これらの展開は顕学な報告者の個人的な著作と見なされなければならず、委員会は結論のみに基づいて成り立たなければならないのです。この要旨について話し合い、投票します。

元帥閣下 報告者には少数派によって表明された意見をより発展させるように推奨したい。

ラヴェッソン氏 元帥閣下のご希望に沿いたいと思います。しかし、私は少数派の感覚でなされた所見のどれも省略しなかったと思います。

[フォリオ 21 枚目裏]

ティエリ氏 実際、報告書の複数のページが、異議を唱えることに専念しています。

タランディエ氏 すべての異議申し立てが再現されているという点では、ティエリ氏に同意するが、それらは報告書の様々な部分に隠されており、少数派によって次々と提示されたことが十分に明らかになっていません。また、報告書には、委員会が議決した点を示してほしいと思いました。

ラヴェッソン氏 ド・パリュエ氏の提案に戻ります。彼がすでに観察したように、報告書の歴史的展開が報告者に属している、あるいは報告者の個人的な著作であることはよく理解されています。この制約のメリットのもとでは、報告書を2つに分割することにはデメリットしかないように見えます。私は要求された要約を行います、通常の慣行に従い、委員会は報告書全体の内容に基づいて投票しなければならないと考えています。

ド・パリュエ氏 私の最初の提案には欠点があることを認めます。しかし、議事録では、委員会の委員たちが報告書に記載されているすべての歴史的展開に責任を負うのではなく、結論にのみ責任を負うことを明記することは有益です。

元帥閣下 私は委員会に、ナタリス・ド・ヴァイ氏が私に宛てた1月28日付けの書簡に留意するように願う。

事務長は、**ナタリス・ド・ヴァイ氏**が書いたこの書簡を読み上げた。報告者が1808年の法令につけ加えた意味に異議を唱える。ドヌーは、この法令が帝室図書館のコレクションに適用されるとは決して想定していなかった。委員会は、前述の書簡を議事録に添付することを決定する。(附属資料 3bis を参照のこと)⁴⁰

タランディエ氏 ド・ヴァイ氏は、ドヌーの意見について私の証言を求めています。[フォリオ 22 枚目表] 私の記憶は、彼の記憶と一致しています。ドヌーは確かに、帝室図書館に保管されている古文書の宝庫 (Trésor des Chartes) から何巻かを帝国文書館のために要求し、感謝の意を込めて、誤って帝国文書館に保管されている「聖クリスピヌスと聖クリスピアヌスの聖史劇」の写本をこの機関に引き渡したいと私に表明したが、1808年の法令を報告書で与えられたような意味にはしなかったのです。この法令は、文書館の建物にのみ関係しています。

⁴⁰ 前出 復刻文 (中巻), p. 42

ラヴェッソン氏は委員会の委員たちに配布されたテキストにあった誤植について説明し、帝室図書館の利益のためにタシュロ氏によって提示された異議に対応した。

名誉ある報告者は、次の会議で委員会に読むメモに彼の観察結果を要約するつもりである。1808年の法令とドーンーの意見に関して、彼は彼の報告書の83ページで彼が言ったことに言及している。

ド・バリュエ氏 ドーンーの計画は、それが何であれ、実行されませんでした。したがって、私たちはそれらを特段重要視すべきではないのです。

タランディエ氏 帝室図書館の管理者と毎日連絡を取り合っていたドーンーがわずかな不満を言ったことは一度もなかったという理由はなおさらです。

元帥閣下 5月21日、帝室図書館長から、ラカバヌ氏によって作られた研究報告を受け取りました。その研究報告は、帝国文書館の系譜室への統合に反対するものでした。

確かにこの仕事は、1858年の委員会に提出するために行われたものであるが、帝室図書館長は我々にも見るように要求しました。ラカバヌ氏が系譜室の譲渡を有益な措置と考えていると発言する権限を与えられていると我々の一人が発言したことで、我々の投票が行われただろうと帝室図書館長は考えています。[フォリオ 22 枚目裏]

ティエリ氏 帝室図書館長は非常に誤った情報を与えられました。我々のうちの誰もそのような話をしませんでした。ラカバヌ氏は、我々の質問に、高く評価されるような余裕と尺度で答えてくれたことを委員会は覚えています。

ド・ギレルミ氏 この点について私も非常に正確に覚えていて、アメデ・ティエリ氏の記憶と一致しています。ラカバヌ氏は、どのような場合であっても系譜室を解体してはならないと主張していました。

事務長は、**タシュロ氏**の書簡を読み上げた。この書簡は、ラカバヌ氏の研究報告（附属資料4参照のこと）⁴¹に附属させる。

元帥閣下 報告書に戻りましょう。委員会は、ラヴェッソン氏に要求された要約にどのように投票しょうか。

⁴¹ 前出 復刻文（中巻）, Annexe4b, pp. 44-49

ド・パリュール氏 私が最初に考えたのは、委員会にラヴェッソン氏が作成する要約に投票するように促すことでありました。しかし、私たちの名誉ある報告者は、結論だけが委員会を拘束していることを認識し、当然、この形式は新しいものになるだろうと指摘しました。私の提案を放棄します。報告書に署名する場合は、この文書に議長、報告者、および書記が署名するだけで十分です。委員会は慣習に従いますが、我々の投票は全会一致ではなかったので、そうするのは、なお一層自然なことです。

ド・ロンペリエ氏 1858年、公教育大臣は、委員会のすべてのメンバーが報告書に署名することを希望しました。我々にとっては簡単でした。我々は原則として全会一致で意見を述べました。[フォリオ 23 枚目表]

タランディエ氏 報告者の方には、私たちの会議の議事録に沿って要約し、国務大臣が出した質問の内容に限定するようお願いします。

ラヴェッソン氏 しかし、委員会は、帝室図書館のシャルトとディプロムをどうすべきかを検討する際に、議事録が示すように、問題が提起された用語の意味を調査し、それを一般的に扱うように必然的に導かれたことを覚えています。これは、同じ機関を扱った委員会が、私たちの前でどのように行動したかということです。我々の提案が実際に受けるであろう制約や実行の詳細については、特別委員会に任せることになります。

元帥閣下 どのように特別委員会を構成するのか？我々は、その点について大臣に幾つかの指針を出そう。

ド・パリュール氏 我々は国務大臣の任命や権限など、委員会の構成の詳細に立ち入ることはできません。ヴァレフスキ伯爵が、我々の報告書を知れば、彼の判断で委員会を構成することができます。

会議は閉会し、さらなる議論は初日に持ち越された。

[フォリオ 23 枚目裏]

第 10 回会議

1862年2月17日月曜日朝9時、委員長である宮内大臣ヴァイヤン元帥閣下のもとに参集された。

欠席：ド・ソルシ氏、ラトゥール・デュ・ムーラン氏、ド・シャンパニイ氏、アンピ氏

ラヴェッソン氏は、帝室図書館の館長が委員会に宛てた所見に応じて、机に手記を置きました。この手記は、会議の議事録に追加された。(附属資料5を参照)⁴²

その後、委員会は報告書の要旨の検討を進め、そのコピーは各委員に宛てられた。(附属資料6参照)⁴³

元帥閣下は、報告者に第1セクションの形式を変更するよう求めた。第1セクションでは、まず、委員会の少数派の意見を示すことに専念していることが示されているのが望ましいだろう。そうすることで、より明確で正確な文章になる。

タランディエ氏 要旨では、帝室図書館が所蔵するシャルトやディプロムを要求することができない帝国文書館の無能さについて少数派が主張していることについて言及していただきたい。もしこれらの文書が撤回されるのであれば、むしろ諸機関の文書室に引き渡されるべきです。

ラヴェッソン氏 諸機関の文書室は問題ではありません。委員会はもちろん国務大臣の帰属にある2つの機関のみを扱います。そして、私の報告書はこれらの制限を超えないように気を付けました。

[フォリオ24枚目表]

ブラティニエ氏 この点に関しては、報告者と多数派の意見に全く同意できません。今回の決定は諸機関の文書室に不安を与えたに違いありませんが、私は委員会に、これらの様々な施設がいくつかの法律上の規定に基づいて独自に存在していることをもう一度伝えます。

タランディエ氏 要約の§1では、帝国文書館に移管される文書は独立したフォンドを形成しておらず、写本部門のいくつかのフォンドの中に混在していると少数派が考えていたことだけでなく、損傷を受けずに、特にそれらが引用されている多くの学術研究がその有益性を失うことなく、そこから取り除くことができなかったという内容を示しているだけではないこと願いたい。

ラヴェッソン氏 タランディエ氏の要請は認められます。

タランディエ氏 要旨には次のように記載してほしい。帝室図書館に納められた記録資料にはすべて蔵書印が押されます。移管を依頼することは、横領の事実を確認することが非常に困難な状況に自らをさらすことになります。

⁴² 前出 復刻文(中巻), pp. 50-52

⁴³ 同上, pp. 53-56

ラヴェッソン氏 図書に押される蔵書印は賢明な手段ですが、特に写本に関しては、タランディエ氏が言うような価値は認められません。図書館はこのようなフォンドを受け取ったとき、前の所有者の蔵書印の隣に蔵書印を押しました。

タランディエ氏は、この提案を断念した。

[フォリオ 24 枚目裏]

何人かの委員が、第 1 セクションにのせるべき表現があるとし、報告者はそれに注意した。

タランディエ氏 そして第 1 セクションの終わりに、少数派の意見をすべて入れて、系譜室の一部は、偽文書に裏付けられた便利な仕事で構成されていることを指摘していただきたいと思います。

ブラティニエ氏 考えとしては基本的に正しいが、表現が厳しすぎる。系譜室には、自分たちを系譜学者と呼んだ人々からの記録資料や手記とともに多くの優れた作品が含まれています。

ティエリ氏 委員会が系譜室を構成する記録資料の真偽について声に出すのは避けることで、帝室図書館の重要なコレクションの信用を傷つけないようにしたいと私は思います。

ド・パリュエ氏 私はこの言い回しを提案します。「系譜室には部分的に信ぴょう性のない記録資料があります。」

この形式が委員会によって受け入れられた。

ラヴェッソン氏は第 2 段落を読み上げた。

元帥閣下は、表現をより明確にする必要があると指摘しています。

ド・ロンペリエ氏 この段落をカットすることで、元帥閣下の所見に満足を与えることができるでしょう。

ブラティニエ氏 この段落は、謎めいた命題を示唆しています。つまり、ヨーロッパの文書館に、諸機関の文書室が侵略される可能性があるということです。[フォリオ 25 枚目表]

このような傾向は、これらの機関を管理する法律に反しており、その結果として生じる一極集中は、私の意見では、研究の利益に反するものです。

また、この第 2 段落は、海軍省、陸軍省、外務省の公文書を解体することにほかならない原

則を示している。私は自分の経験から、この吸収がいかに研究に反するかを知っているので、ルーヴルに残ることに賛成します。

ティエリ氏 私たちは、私たちの考えを超えたこの報告書が、各省庁の公文書に少しでも不安を与えないように注意しなければなりません。国務大臣は委員会を設置する際に、我々は帝室図書館と帝国文書館のみを扱うことを明確にしました。

ブラティニエ氏 報告書では、1808年の法令を長々と解釈しているが、この法令に対する少数派の考えが完全には出ていないと思われます。それ以来、政府は1808年の法令に与えられた解釈に反する多くの措置を講じていることを委員会に想起させます。この点については、要約には書かれていません。

ラヴェッソン氏 ご覧いただいている報告書は、ご指摘の通り、省庁別の公文書のことに関係していますが、我々が省庁の文書室は対象外としたことを注意深く明記しました。

ティエリ氏 他のすべての公文書保管所も除外しましょう。[フォリオ 25 枚目裏] 国務省の下にある2つの機関の間の書類の逸脱に対処するだけで済みます。

ド・パリュエ氏 私は委員会に、この段落で省庁のアーカイブに関連するすべてを削除することを提案します。この要約では、国務大臣によって設定された制限を厳守する必要があります。削除される部分を読み上げます。

委員会の支持を得たこれらの様々な所見により、報告者は2ページの3行目から8行を削除するよう要請されています。

ド・ロンペリエ氏 私は報告者に、最初のページの最後から2行目で、復元 *rétablir* という単語を確立 *établir* という単語に置き換えるように依頼します。存在しなかったものを復元することはできません。

ラヴェッソン氏 存在すべきものを復元するので、この観点からは復元という表現は正しいです。古記録庫がそれを構成する公文書から全ての書類を収集したことがない場合、その一部であった多くの書類が様々な原因で出てきて、現在は帝室図書館に保管されているので、なおさらです。ですが、私は別の表現を使用することを提案します。例えば、「完成させる *compléter*」です。

第3セクションはコメントの対象ではありません。

報告者は第4セクションを読み上げた。

ド・パリュール氏 要約は、委員会がどのように製本された文書の移管を実行することを意図しているのかをより正確に示してくれるようお願いします。我々が製本冊子を壊したくないと言ったということに特に興味があります。[フォリオ 26 枚目表]

ラヴェッソン氏 私は、特定の製本の完全な保存をド・パリュール氏と同じように重要視はしていません。私たちの諸図書館では多数のまがい物の選集があり、毎日、より良い分類のために分解されています。

タランディエ氏 私はド・パリュール氏の意見に共感し、彼の使った表現に愛着を持っています。確かに、製本冊子が壊れないようにしたいですね。

ブラティニエ氏 委員会がこの点について投票した際、製本冊子を傷つけたり、割いたりしないことを条件に、移管を支持することを決定したが、これが我々の投票の方式であり、これを思い出す価値があります。

元帥閣下 段落の最後にある「本質的に貴重書庫にあるものを除いて」という文言を削除したいと思います。次に続く文章と矛盾しています。

削除は宣言された。

報告者は第5セクションを読み上げた。

元帥閣下 私は「公的団体の前で」（段落の6行目）という言葉は削除していただきたいと思っています。何度も出てくる公的 public という言葉を削除することには多くの利点があると思います。

ラヴェッソン氏 委員会は、会計院の領収書と、軍隊の機関誌が、系譜室の最も多くを占める記録資料であることを覚えています。[フォリオ 26 枚目裏] ただし、この段落で示しているのは、公的証書または公的用途の文書だけでなく、公的機関の前に作成されたものも指定することです。

ブラティニエ氏 問題の証書が公的団体で作成された行為であることは否定しませんが、そのことが文書館に入る権利を与えるものではありません。会計院での様子を見てみましょう。決算の審査や監査が終わると、それぞれの書類や付属資料はどんどん捨てられていき、公文書と呼べるものは、実は裁判所の判決だけしか残っていないのです。

ド・パリュエ氏 この難点は、これらの「公的証書 *acts publics*」、「公的用途 *usages publics*」という言葉を削除して、「公的起源を持つ証書 *actes d'origine publique*」と置き換えることで解決できます。

この修正は、承認された。

報告者は、コメントの対象ではない第6セクションを読み上げた。

11時半をもって会議は閉会した。委員会は、上記の見解に従って要約の文章が修正されたのち、議長に報告書を国務大臣に送るように要請する。

1862年3月12日、議長は、前回の会合で下された決定に従って、委員会の報告書を国務大臣に送った。

1862年3月12日、この議事録は閉じられた。

フランス元帥
議長
ヴァイヤン

補記

＜委員会の構成と貴族について＞

本稿で主題とした帝室図書館および帝国文書館に関する委員会議事録は、1861年5月に6回、7月に2回召集されたのち、1862年1月29日の召集を最終回とした計9回の会議を終えてから清書されたものである。

議長以下、合計13人の委員に選ばれた人物には、公職を有するのと同時に、学識者の資質も備えた者が多く選ばれた（表1参照）。ルイ＝ナポレオンが台頭する少し前の政治家の顔ぶれにも、ティエール、ラマルティーヌ、ルイ＝ブランなど、七月王政の代表的な政治家はいずれも歴史家として著名な人々であった⁴⁴。かれらは歴史、とくにフランス革命から多くを学んで、それを当面する事態のなかに生かそうとした点で共通のきずなで結ばれていた⁴⁵。

帝室図書館と帝国文書館に関する委員会に話を戻すと、委員会議長のヴァイヤン元帥は、第一帝政期にはナポレオンのロシア遠征にも随行した経歴があり、第二帝政期に大臣を長年務めていたことから、寵臣であったといっても良い。

	生年	年齢	称号・爵位 (委員会開催時)	公職	学術文芸活動
ヴァイヤン	1790	71	元帥	宮内大臣	
ド・パリュエ	1815	46		国務院副議長	『所有活動についての歴史のおよび批判的研究』刊行
ティエリ	1797	64		上院議員	歴史家
ド・ソルシ	1807	54	レジオンドヌール勲章 シュヴァリエ	上院議員	考古学者 碑文文芸アカデミー会員
ラトゥール・デュ・ムーラン	1789	72		下院議員	ジャーナリスト
ナポレオン・ド・シャンパニイ	1806	55	伯爵 レジオンドヌール勲章 シュヴァリエ	下院議員	自治体行政や選挙についての著作刊行
ブラティニエ	1805	56	レジオンドヌール勲章 オフィシエ	国務院評議員	『フランスの公財産とその行政』刊行
タランディエ	1817	44		破棄院裁判官	聖ルネと称される文筆家 学士院会員
ド・ギレルミ	1808	53	男爵	会計検査院主任検査官	考古学者・ 歴史的建造物委員会委員
アンビ	1795	66		図書館監査官	劇作家
ド・ロンペリエ	1816	45		ルーヴル美術館学芸員	考古学者
ラヴェッソン	1813	48			学士院会員
ダル				国務省事務長	

表1 委員の公職と学術文芸活動

⁴⁴ 河野健二「第二帝政とブルジョア化の完成」『フランス・ブルジョア社会の成立』岩波書店, 1977年, p. 11

⁴⁵ 同上

委員会には国務院評議員が2名含まれるのだが、野村はナポレオン3世と国務院の関係について、次のような引用を挙げている⁴⁶。

「国務院は、たしかに開明的な頭脳をもつ人々からなっているが、改革は彼らを震え上がらせる。国務院は、いつもわたし（ナポレオン3世）に反対するための一定の口実をもっている。わたしが国務院のなかで協力的な助力者にであったならば、わたしがいままでに行ったことよりも、より多くのことを労働階級のために行っただろうに」⁴⁷

委員会で、学術方面での知見から報告者として、報告書を作成したフェリックス・ラヴェッソンは、現在は哲学者としての名声の方が他の活動を上回るが、図書館監査官を15年間務めた経験があり、大学での教職を離れていた時には、ルーヴル美術館学芸員としての経歴もあった。

次に、フランス革命以後、貴族身分自体は、どのように定められたのかをみよう。一般向けの歴史雑誌 *L'Histoire* では、ナポレオン1世の時代の新しい貴族について以下のように記述された。

「フランス革命によって1790年6月23日に貴族を廃止してから18年後の1808年3月1日⁴⁸に、ナポレオンは新たな「帝国貴族」を叙任することを決めた。このことは、古い貴族（つまりアンシャン＝レジーム期の貴族）と、隆盛してきたブルジョワ階級の融合を許容するものだった。」⁴⁹

そして、ナポレオン帝政期の貴族は、アンシャン＝レジーム期の貴族と異なるのは、免税の権利や封建的な特権を持たない貴族ということであった⁵⁰。1808年から1814年には3263人の人物が新たに貴族になった。そのうち59%が軍人、22%が官僚、17%が大地主であった。王政復古期のルイ18世が叙任したような作曲家や画家のような芸術家は、ナポレオン1世の帝政期には貴族になることはなく、画家のダヴィッドでさえシュヴァリエどまりであった⁵¹。

皇室図書館に眠っていた史料としての貴族身分証書を実際の証書として発行できるように働きかけた委員らの活動とは別に、ルイ＝ナポレオン自身は貴族をどのように考えていたのかを探る史料としては、アムで幽閉中に執筆した『貴族』という論考がある。

この中で、ルイ＝ナポレオンは、ヴェネツィアの貴族政治を批判した。政治に貴族は必要ではなく、皇帝と人民のみで国家を形成することができると考えたようである⁵²。

⁴⁶ 野村啓介「第4章 1852年体制・帝政指導部・立法」『第二帝政の構造』九州大学出版会、2002年、p. 109

⁴⁷ 同上 ※ただし、野村の著作では国務院ではなくコンセイユデタと表記
Alfred-Louis DARIMON, *Les Irréconciliables sous l'Empire, 1867-1869*, Paris, 1888, p. 391, cité par W. H. C. Smith, *L'évolution constitutionnelle était-elle imposée à l'Empereur ? , Pourquoi réhabiliter le Seconde Empire ?*, Paris, 1997, p. 180

⁴⁸ *Décret du 1^{er} mars 1808 concernant les titres de la noblesse d'Empire*

⁴⁹ Jean Tulard, *Les nouveaux nobles de Napoléon*, *L'Histoire*, mensuel 194, décembre 1995
<https://www.lhistoire.fr/les-nouveaux-nobles-de-napoléon>

⁵⁰ *Id.*

⁵¹ *Id.*

⁵² 野村啓介『第二帝政の構造』九州大学出版会、2002年

ヴェネツィアの貴族による政治に対する批判的な認識は、ルイ＝ナポレオンの帝政に反対して亡命中であったユゴーも共有していた。フランスからの亡命仲間であるふりをしていたが、実際にはナポレオン3世側のスパイであることが判明したユベールという者に罰を加えたがった亡命仲間たちを諫める時にも、ユゴーは19世紀のフランス人は「16世紀のヴェネツィア人のように行動してはならない」、「十人会議のように行動してはならない」と引き合いに出していた⁵³。

ヴェネツィアの政治は、モンテスキューの『法の精神』にて貴族制を代表するものとしてローマの貴族制と比較するかたちで解説されていたが⁵⁴、上記のようなヴェネツィアの貴族政治についての否定的な印象は、ルイ＝ナポレオンと相反する政治信条を持ったヴェクトル・ユゴーの双方で共通した見解であり、その時代で共有されていた考え方だと言える。

<文書に関する訳語とその後>

この委員会では、帝室図書館と帝国文書館に所蔵される古文書資料の帰属をめぐり、公文書 (archive) の定義についても議論が交わされる。議事録では、様々な文書を表す多様な用語が登場する。一般的に、「書類」という訳語が与えられる用語だけでも、document、papier、dossier、pièce が現れる。本稿議事録の本文では、文書館資料の場合に pièce d'archive という使い方で、pièce が用いられ、称号系譜室の資料の場合、dossier が用いられた。例えば、帝国文書館長ド・ラボルドは、系譜室の書類 dossier du Cabinet Généalogique という表現を用い、第6回委員会では、ド・ギレルミとド・パリュエが家系 (familles) に関する書類を指す単語として dossier を用いた。さらには、ド・パリュエは pièce d'archive は、家系に関わる dossier であると表現した。

本稿では便宜上、document は「記録資料」、papier は「書類」、混同を避けるために、archives には文意に合わせて「公文書」あるいは「文書館」、pièce d'archives は「文書館資料」、titre は「称号証書」という訳語をあてた。

そして、称号系譜室 (Cabinet des Titres et Généalogies) には、中世の証書・特許状であるシャルト Charte と、国王の発する王令を指すディプロム Diplôme のうち、シャルトは古文書全般を指す一般名詞として使われる用語になった。シャルトという言葉のその他の用例としては、超王党派であったシャトーブリアンは、1816年には『シャルトに則った君主制から *De la*

⁵³ 「ユベール事件の顛末」『見聞録』ヴィクトル・ユゴー文学館第9巻、潮出版社、2001年
(1853. Affaire Hubert, *Choses vues II Paris, Œuvre Complètes de Victor Hugo*, Paris, Imprimé par Imprimerie Nationale, 1993, p. 110)

⁵⁴ Montesquieu, Charles-Louis de Secondat, baron de La Brède, Livre II Chapitre III Des Loix relatives à la nature de l'Aristocratie, *De l'esprit des lois*, Genève, 1749, pp. 13-14
(井上幸治責任編集、モンテスキュー「第二篇 第三章 貴族制の本性に関連する法について」『法の精神』世界の名著34、中央公論社、1980年、p. 382)

『*Monarchie selon la Charte*』⁵⁵を刊行し、1818年に自身が創刊した『保守主義者 *Le Conservateur*』という政治雑誌の中では、「王党派の強みは、君主制に直に適應することができる」といった文脈の中で、「シャルトは位階服^{マント}のようなもの」という表現を使ったことがあり⁵⁶、シャルトという表現が権威的に使われていた様子がうかがえる。

実際のところ、議事録で脚光をあびた系譜室の称号証書については、フランス革命期には、その破壊を命じる法令も発布されていた⁵⁷。アンシャン＝レジーム期からフランス国立図書館に伝わった系譜室の称号証書は、1792年5月12日のデクレにより焼却が命じられた。

七月王政期には王立図書館となっていた中央図書館（本議事録中での帝室図書館）の写本部の歴史をまとめたフーコーによると、王令にまつわる文書（Cabinet des ordres de roi）も同様に3カ月の間、ヴァンドーム広場で燃やされるために毎週水曜日に荷馬車にのせられた。焼却されずに残された書類（papier）の中には、ルイ14世の時代の文書があり、中央図書館の中の倉庫にしまい込まれたのだが、良好でない保存環境のために損傷を受けすぎる前に、1822年にダシエ（Dacier）によって古い羊皮紙として売却されたという⁵⁸。

議論に決着が付いたのは、1862年4月19日の法令⁵⁹においてであった。この法令により、両機関の資料交換に関する方針が定められた。第1条において、帝室図書館から帝国文書館へ移管を命じられた資料は、①古記録庫の目録および、アルファベット順目録、②古記録庫、サン＝ドニ修道院、サン＝ジェルマン＝デ＝プレ修道院、サン＝ヴィクトール修道院、サント＝シャペル、パリ大学、およびセヌ県における宗教施設で保管されていた記録資料、③シャトレの帳簿、④フランスの聖職者に関する文書、⑤財務関係文書であった。

それに対して、第2条において、帝国文書館から帝室図書館へ移管を命じられた資料は、①フィリップ美男王に押収されたヘブライ語文献および文書、②祈祷書および時祷書、③ヴォー・ド・セルネ（Vaux de Cernay）の年代記、④聖クリスピヌス（Saint Crépin）と聖クリスピアヌス（Saint Crépinien）の聖史劇、⑤ジョリー・ド・フルリー文書、⑥列聖式に関する会議録、⑦約220冊におよぶ古記録庫の目録の複写であった。その他、帝国文書館所蔵の地図（版画あるいは印刷物）は、帝室図書館が所有する権利を持つことが定められた。

ただし、この法令が実行されたかどうかは定かではないと赤星⁶⁰がかつて指摘していたように、1868年代に刊行されたレオポル・ドリルによる帝室図書館刊本部の目録には、1720年から1789年の系譜室 Cabinet généalogique および1759年から1790年の法律関係文書 Le Dépôt

⁵⁵ Chateaubriand, François-René de, *De la Monarchie selon la Charte*, Paris, Imprimerie des amis du roi, 1816
（一橋大学社会科学古典資料センター所蔵フランクリン文庫 請求記号：Franklin:11638）

⁵⁶ Chateaubriand, François-René de, *Le Conservateur ; le roi, la charte, les honnêtes gens*, tome I, Paris, le 5 octobre 1818, p. 7
（一橋大学社会科学古典資料センター所蔵 請求記号：貴 A :3400:1）

⁵⁷ Décret du 12 mai 1792

⁵⁸ Foucauld, Jean François, *La Bibliothèque royale sous la monarchie de Juillet*, Paris, p. 132

⁵⁹ Wailly, Nathalis de, *op.cit.* pp. 39-40

⁶⁰ 赤星隆子「メリメと図書館」『フランス近代図書館の成立』理想社、2002年、pp. 72-74

de législationの項目 やシャルトの古記録庫 le cabinet des chartes の項目が掲載⁶¹ されているため、少なくとも 1868 年には系譜室の史料が帝国文書館へ移管されていなかったことが窺える。

< 貴族身分証明書 >

議事録本文 27 ページに現れる貴族身分証明書の一例が一橋大学社会科学古典資料センターにも所蔵されている（フランクリン文庫 請求記号：Franklin:18461, 1740 年作成）。羊皮紙が使用され、紋章とともに、家系図を表わす樹木が手彩色で描かれた文書（写真 1・2）。ドズィエ文書で知られる国王付の系譜学者を多数輩出したドズィエ家⁶² のルイ＝ピエール・ドズィエ（1685-1767）が紙製印章で承認したことがわかる（写真 3・4）。



写真 1
貴族身分証明書の一例

⁶¹ Léopold Delisle, *Histoire générale de Paris collection de documents fondée avec l'approbation de l'empereur par M. le baron Haussmann, sénateur préfet de la Seine et publiée sous les auspices du conseil municipal, Le cabinet des Manuscrits de la Bibliothèque Impériale*, Paris, Imprimerie Impériale, 1868, p. XX

⁶² ドズィエ家の歴史については『フランス第二帝政期の帝室図書館と帝国文書館に関する委員会議事録（中） 附属史料』Study Series75 号、一橋大学社会科学古典資料センター、2019 年、p. 7 を参照されたい。



写真2 父方と母方の双方に紋章を記載する欄があり母方が貴族でない場合は空欄



写真3 右下：ルイ＝ピエール・ドズィエのサイン、左下：印章



写真 4 印章部分の拡大（外側に LOUIS PIERRE D'HOZIER JUDGE D'ARMES DE FRANCE CHLR DE L'ORDRE DU ROY M DES COMPTES 内側に GENEALOGISTE DE LA MAISON ET DES MATRONS ET DE CELLES DE L. REINE と陽刻されている。外側に軍人としての、内側に国王および王妃の系譜学者としての肩書を示している）

<委員会の議論で登場した歴史上の人物とその周辺>

コルベール（1619-1683）：フランス重商主義の代表者。財務総監として知られる。本稿や、本議事録の附属史料（Study Series75 号，一橋大学社会科学古典資料センター）で引き合いに出されるコルベールは、19 世紀半ばから後半において関心を引いた歴史的人物のひとりであった。膨大で多様なコルベールについての出版物が、とりわけ 19 世紀に盛んであったこと⁶³からもうかがい知ることができる。顕学ピエール・クレマンが公共の文書および私的文書を網羅的に調査し、1846 年に出版したコルベールの公私にわたる生涯についての研究を嚆矢として、1882 年、アルチュール・ド・ボワリールが完成させたコルベールの史料集 *Colbert -Les lettres,*

⁶³ Daniel DESSERT, *Colbert ou le mythe de l'absolutisme*, France, Fayard, 2019, p. 10

Instructions et Mémoires が最も有名である⁶⁴。帝室図書館の前身であった国王図書館の充実にコルベールの多大な貢献があった。

マビヨン：本文 26 ページで、「古文書学の権威であったマビヨンの著作が法である」と論じられた一方で、生没年が非常に近く同じ時代を生きた人物として、イエズス会のクロード＝フランソワ・メネストリエ（Claude-François Ménéstrier）⁶⁵ がいた。メネストリエも家系や紋章学に関わる本で貴族身分に必要な書類について執筆し、刊行されたにもかかわらず、議事録中で引き合いに出されることがなかったのは対照的である。

⁶⁴ *Id.*

⁶⁵ マビヨンの生没年が 1632 年 11 月 23 日 -1707 年 12 月 27 日、メネストリエの生没年が 1631 年 3 月 9 日 -1705 年 1 月 21 日。

参考文献

<一次史料 手稿>

Archives Nationales F¹⁷-13541

<一次史料 報告書>

Mérimé, Prosper, *Rapport présenté à S. Exc. Le Ministre de l'Instruction Publique et des cultes, par M. P. Mérimée, sénateur, au nom de la commission chargée d'examiner les modifications à introduire dans l'organisation de la Bibliothèque Impériale*. Paris, Imprimerie Impériale, 1858

Ravaisson, Felix, *Rapport adressé à S. Exc. Le Ministre d'Etat, au nom de la commission instituée le 22 avril 1861*, Paris, 1862

Wailly, de Nathalis, *La Bibliothèque Impériale et les Archives de l'Empire, Réponse au Rapport de M. Ravaisson*, Paris, Imprimerie de Ad. R. Lainé et J. Havard, 1863

<法令>

Loi concernant l'organisation des archives établies auprès de la Représentation nationale du 7 Messidor, l'an deuxième de la République française, une et indivisible, *Bulletin des lois de la République Française*, No.12, Imprimerie Nationale des lois, pp. 1-12

Décret Impérial du 1^{er} mars 1808 concernant les titres de la noblesse d'Empire

Décret Impérial du 6 mars 1808, *Minute de Décret Impérial* (分類番号 AFIV298, plaquette 2132) (*Les Archives nationales des lieux pour l'histoire de France -Bicentenaire d'une installation-*, Paris, 2008, p. 43)

Dépôt aux archives de l'Empire de tous les documents d'intérêt public, Décret du 22 décembre 1855

<フランス国立図書館の歴史>

Le Prince, Nicolas Thomas, *Essai sur l'histoire de la Bibliothèque du roi*, Paris, 1782

Foucaud, Jean-Francois, *La Bibliothèque royale sous la monarchie de Juillet*, Paris, 1978 (Comité des travaux historiques et scientifiques, Section d'histoire moderne et contemporaine)

Delisle, Léopold, *Histoire générale de Paris collection de documents fondée avec l'approbation de l'empereur par M. le baron Haussmann, sénateur préfet de la Seine et publiée sous les auspices du conseil municipal, Le cabinet des Manuscrits de la Bibliothèque Impériale*, Paris, Imprimerie Impériale, 1868, p. XX

吉川也志保『フランス国立図書館の形成』一橋大学, 2008 年, 博士論文

赤星隆子『フランス近代図書館の成立』理想社, 2002 年

<文書館の歴史あるいは文書についての研究>

- Grenier, Pierre Nicolas, *Introduction à l'histoire générale de la province de Picardie, Amiens, Société des antiquaires de Picardie*, 1856
- Viard, Jules, Les opérations du Bureau de Triage, Notice et état sommaire de 11 760 liasses et registres de la Chambre des comptes détruits en l'an V., *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, tome 57, 1896
- Galland, Bruno, *Les archives*, Que sais-je ?, France, la Nouvelle Imprimerie Laballery, 1^{er} édition, 2016 (ブリュノ・ガラン著, 大沼太兵衛訳『アーカイヴズ 記録の保存・管理の歴史と実践』クセジュ文庫, 白水社, 2020 年)
- Favier, Lucie, *La mémoire de l'Etat – Histoire des Archives Nationale-*, Fayard, 2004
- Duchemin, Michel, *Les archives nationales*, Paris, Archives Nationales, 1988
- Favier, Jean, *Les archives*, Paris, 1965 (ジャン・ファヴィエ著, 永尾信之訳『文書館』白水社, 1970 年)
- Pomian, Krzysztof, Les Archives, *Les Lieux de Mémoire*, tome III, 1984, pp. 162-233
- M.B. ベルティエニ著, 湯上良訳『アーカイブとは何か』法政大学出版局, 2012 年
- 大西愛・小川千代子・高橋実『アーカイブ事典』大阪大学出版, 2003 年
- 塩満正哉「フランス、イタリア、オーストリアの国立公文書館研究」『北の丸』第 34 号, 国立公文書館, 2002 年
- 立川孝一「歴史意識の変容と文書館の制度 —フランスの場合—」『史境』第 36 号, 歴史人類学会, 1998 年, pp. 36-48
- ジュオン・デ・ロングレ著, 森洋訳「エコール・デ・シャルトの業績」『史淵』第 99 号, 1968 年, pp. 1-47
- 島岡まな「フランス刑法における文書偽造罪」『法學研究：法律・政治・社会』68(3), 慶應義塾大学法学研究会, 1995 年, pp. 61-123

<古文書学>

- Mabillon, Jean, *De re diplomatica*, 2 édition, Paris, 1709 [1ère édition, 1681] (ジャン・マビヨン著, 宮松浩憲訳『ヨーロッパ中世古文書学』九州大学出版会, 2000 年)

<第二帝政>

- Dictionnaire du seconde l'Empire*, Sous la direction de Jean Tulard, Paris, Fayard, 1995
- Darimon, Alfred-Louis, *Les Irréconciliables sous l'Empire, 1867-1869*, Paris, 1888, p. 391, cité par Smith, W. H. C., 《L'évolution constitutionnelle était-elle imposée à l'Empereur ?》, *Pourquoi réhabiliter le Seconde Empire ?*, Paris, 1997, p. 180
- 野村啓介『フランス第二帝政の構造』九州大学出版会, 2002 年
- 野村啓介「ルイ＝ナポレオンの帝政的「秩序」構想 —七月王政期における諸著作の包括的

- 分析一』『史学雑誌』105(4), 1996 年, pp. 41-58, pp. 146-147
- 木下賢一『第二帝政とパリの民衆』山川出版社, 2000 年
- 岡本託「十九世紀後半フランスにおける上級行政官の養成 ―第二帝政期および第三共和政期のコンセイユ・デタ傍聴官制度を中心に―」『史林』98 卷 3 号, 京都大学大学院文学研究科内史学研究会, 2015 年 3 月
- 河野健二『フランス・ブルジョア社会の成立』岩波書店, 1977 年

< 19 世紀フランス人による記述 >

- Chateaubriand, François-René de, *De la Monarchie selon la Charte*, Paris, Imprimerie des amis du roi, 1816
- Chateaubriand, François-René de, *Le Conservateur; : le roi, la charte, les honnêtes gens*, tome I, Paris, le 5 octobre 1818
- Hugo, Victor, Choses vues II Paris, *Œuvre Complètes de Victor Hugo*, Paris, Imprimé par Imprimerie Nationale, 1993
- Bonaparte, Louis-Napoléon, 《LES NOBLES》*Œuvres de Louis-Napoléon Bonaparte*, Progrès du Pas-du-Calais, 23 décembre 1844, pp. 119-123
- Tocqueville, Alexis de, *Souvenir*, Paris, Calmann Lévy, 1893 (喜安朗訳, アレクシス・ド・トクヴィル『二月革命』岩波書店, 1988 年)

< 人物 >

- Archives biographiques française : fusion dans un ordre alphabétique unique de 180 des plus importants ouvrages de référence biographiques français publiés du 17e au 20e siècle*, Rédactrice, Susan Bradley, London, Saur, 1988-1991 [マイクロフィルム]
- 稲垣直樹『ヴィクトルユゴー私の見聞録 歴史の証言として』潮出版社, 1991 年
- 泉美知子『文化遺産としての中世：近代フランスの知・制度・感性に見る過去の保存』三元社, 2013 年
- 小玉齊夫「フェリックス ラヴェッソン研究 (1)」『駒沢大学外国語部研究紀要』31 号, 2002 年, pp. 67-110

< 歴史 >

- Julaud, Jean-Joseph, *Les Grandes Date de l'Histoire de France -Les 500 dates qui ont marqué l'Histoire*, Edition Générales First, Italie, 2006
- 二宮宏之他『家の歴史社会学』新評論, 1983 年
- 佐藤真一『ヨーロッパ史学史』知泉書館, 2009 年
- 渡辺和行『近代フランスの歴史学と歴史家』ミネルヴァ書房, 2009 年

福井憲彦・樺山紘一・柴田三千雄『世界歴史体系 フランス史 3 19世紀なかば▶現在』山川出版社, 2006年第3版

<貴族研究>

Ménéstrier, Claude-François, *Les diverses espèces de Noblesse, et manières d'en dresser les preuves*, Paris, 1682

Montesquieu, Charles-Louis de Secondat, baron de La Brède, *De l'esprit des lois*, Genève, 1749 (井上幸治責任編集, モンテスキュー「第二篇 第三章 貴族制の本性に関連する法について」『法の精神』世界の名著 34, 中央公論社, 1980年)

Chateaubriand, François-René de, *De la Monarchie selon la Charte*, Paris, Imprimerie des amis du roi, 1816

Chateaubriand, François-René de, *Le Conservateur; : le roi, la charte, les honnêtes gens*, tome I, Paris, le 5 octobre 1818

Higgs, David, *Nobles, titrés, aristocrates en France après la Révolution 1800-1870*, l'imprimerie Floche à Mayenne, 1990

J. ダインダム著, 大津留厚・小山啓子・石井大輔訳『ウィーンとヴェルサイユ ヨーロッパにおけるライバル宮廷 1550~1780』刀水書房, 2017年

日仏シンポジウム『身分制社会における身分と周縁 —16~19世紀における日本とフランス—』要旨集』JSPS-CNRS 日仏二国間セミナー, 2017年11月24日~26日

森村敏巳『アンシャン・レジームにおける貴族と商業 —商人貴族論争 (1756~1759) をめぐって—』, 「Study Series」No.52, 2004年

阿河雄二郎「ルイ14世時代の「貴族改め」の意味」『フランス史からの問い』山川出版社, 2000年

Dessimon, Robert, *Chercher de nouvelles voies pour interpréter les phénomènes nobiliaires dans la France moderne. La noblesse «essence» ou rapport social?*, Revue d'Histoire Moderne et Contemporaine, 1999, pp. 5-21 (ロベール・デシモン著, 林田伸一訳「貴族は「種族」か社会関係か? —近世フランスの貴族を捉えるための新しい方法を探る—」『思想』959, 2004年3月, pp. 88-109)

Pastoureau, Michel, *Figures de l'héraldique*, Découvert Gallimard, 1996 (ミシェル・パストゥロー著, 松村剛監修『紋章の歴史 ヨーロッパの色とカタチ』, 「知の再発見双書」69, 創元社, 1997年第1刷, 2006年第6刷)

ノリベルト・エリアス著, 波田節夫／中埜芳之／吉田正勝訳『宮廷社会』法政大学出版局, 1981年

Tulard, Jean, *Les nouveaux nobles de Napoléon*, L'Histoire, mensuel 194, décembre 1995

<https://www.lhistoire.fr/les-nouveaux-nobles-de-napoléon>

訳者あとがき

この議事録をパリのフランス国立文書館での資料調査でつけたのは、一橋大学大学院言語社会研究科博士後期課程に在学していたときに遡る。博士後期課程入学前に、フランス国立図書館で審査に合格し、複数あるフランス国立図書館の建物の中でも、リシュリユー館に拠点を置き、資料の実物保存に関わる仕事の調査研修（stage）を経験したことをきっかけに、その歴史に魅せられた。リシュリユー館は、17世紀より増改築を繰り返し、シャンデリアや壁画に囲まれた壮麗なマザラン回廊から、ガラス天井のカテドラルと称された鉄骨の大閲覧室、そして螺旋階段や地下通路などで迷路のように入り組んでいた裏方を巡ることで、その時々を歴史をたどり、知の集合としての場がまさに一つの宇宙を成しているかのような錯覚まで覚えた。そこには博物館顔負けの古代の遺物コレクションを展示するメダル部門や、巨匠の作品を含む版画部門もあり、とても一言で図書館とは言い表せないような多様性に富んだ存在だった。

『フランス国立図書館の形成』という主題で博士論文に取り組んだときには、すでに資料の公開という面では、デジタル媒体の公開が始まっていたので、博物館・図書館・文書館の連携についてのシンポジウムが日本でも開かれるようになり、インターネットを通じて自宅で資料の閲覧をする利用者にとっては、もはや図書館と文書館の垣根はないも同然のような印象を受けた。実際に、カナダでは国立図書館と国立文書館が統合された。しかし、現代がそのような時代だからこそ、資料を見るには図書館や文書館に行って閲覧するしかなかった時代に、どのような資料交換が両者の間で提案されたのかを探ることは非常に意義があることに思われた。一方で、そのような直観とは裏腹に、この議事録を読むと、資料交換の目的には、帝室図書館にある古文書を、貴族身分の証書を公文書として発行するために帝国文書館に移管させたいという、ある種の政治的意図が示されていた。訳者の関心は、歴史資料としての文書の管理方針にあったので、貴族身分の承認に関する政治的主題は意図しないものだった。最終的には、歴史資料に類するものを帝室図書館に、公文書にあたるものを帝国文書館に、それぞれ資料を交換するための法令が発布された。面白いことに、帝室図書館に保管される文書は、製本して綴じられたため、該当するページのみを交換してもよいが、製本冊子を傷つけてはならないという条件を複数の委員が口にしていたのは、『ヴェニス商人』を思わせた。

上巻の執筆にあたっては、指導教官であった山崎耕一先生のご指導を受け、中巻では社会科学古典資料センター元専門助手の福島知己先生や学友だったアランソン県立美術館シリーズ・メイエ元臨時館長のお世話になりました。執筆を始めてから途中、国家公務員として規模は小さいものの実際に議事録や公文書の作成に関わる経験を経て、資料への向き合い方も変わりました。下巻の執筆までに多くの時間を要してしまったことで、奇しくもコロナ禍にみまわれ手探りの中、校正では社会科学古典資料センター西藤千春氏のご助力もいただき、ようやく完成に至りました。ここに執筆に関わった全ての方々に御礼申し上げます。

吉川 也志保
(二松學舎大学非常勤講師)

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 79*

発行所 東京都国立市中 2 - 1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 2022年3月31日
